

第二百十回 参議院法務委員会會議録第八号

平成三年四月二十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

八百板 正君

補欠選任

会田 長栄君

出席者は左のとおり。

委員長 矢原 秀男君
理事 鈴木 省吾君
福田 宏一君
北村 哲男君
中野 鉄造君
齋藤 十朗君
田辺 哲夫君
中西 一郎君
林田悠紀夫君
山本 富雄君
会田 長栄君
久保田真苗君
千葉 景子君
安永 英雄君
橋本 敦君
山田耕三郎君
紀平 悌子君

委員

衆議院議員

法務委員長 伊藤 公介君

國務大臣

法務大臣 左藤 恵君

政府委員

本日の會議に付した案件

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣)

提出、衆議院送付)

○委員長(矢原秀男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。左藤法務大臣。

○國務大臣(左藤恵君) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国には、終戦前から引き続き居住し、昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

特例を定めることを目的とするものであります。次に、この法律案の主要点につきまして、御説明申し上げます。

第一は、これら対象者について、特別永住者として本邦で永住することが出来る資格を設けることとあります。その第一点は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法に基づき協定永住者など、この特例法施行前から既に永住許可を受けている者などにつきましては、法施行後は特別永住者として本邦で永住することが出来ることとするものであります。第二点は、法施行後に新たに出生した者などにつきましては、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は、市区町村の長において行うこととするものであります。第三点は、法施行前から引き続き在留している者で、定住者等の在留資格をもつて在留する者につきましては、申請に基づき特別永住者として永住することを許可することとし、その申請受理等の手続は地方入国管理局において行うこととするものであります。

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

第二は、これら特別永住者に対する出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとあります。その第一点は、特別永住者に係る退去強制は、内乱、外患もしくは国交に関する罪、外交上の重大な利益を害する罪またはこれに準ずる重大な罪を犯した者に限定することとあります。第二点は、特別永住者につきましては、再入国許可の有効期間を四年以内とし、さらに、一年以内に限り在外公館での延長を認め、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとあります。第三点は、再入国の許可を受けて上陸する特別永住者につきましては、出入国管理及び難民認定法第五条に定める上陸拒否事由につき審査しないものとするこ

とであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(矢原秀男君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院法務委員長伊藤公介君から説明を聴取いたします。衆議院法務委員長伊藤公介君。

○衆議院議員(伊藤公介君) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に対する衆議院における修正部分の趣旨について御説明をいたします。

政府提出の本法律案においては、特別永住者について、再入国許可による出国期間を最大限五年とすることとしておりますが、衆議院においては、さらに、いわゆる在日韓国人・朝鮮人及び台湾人の人々の有する歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、特別永住者に対する再入国の許可については、これらの人々の本邦における生活の安定に資するとの本法律の趣旨を尊重するものとする旨の規定を追加する修正を行ったものであります。

以上が政府提出の本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、本修正に御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(矢原秀男君) 以上で趣旨説明並びに衆議院における修正部分の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○北村哲男君 北村でございます。

本件の特例法案の審議に先立って、大臣に御所見を一つ伺いたいことがございます。と申しますのは、つい三日前のことですが、東京高等裁判所で逆転無罪になりましたいわゆる昭和四十九年八月に発生した松戸OL殺人事件についてであります。

東京高等裁判所の堅山真一裁判長は、有罪の中心的な証拠であった自白の任意性を否定する根拠

として、留置業務と捜査活動が混同されていたこと、すなわち留置業務が捜査の手段に利用されていたことが原因であると指摘して、判決文の中で次のように指摘しておられます。

被勾留者を警察署に附属する留置場に収容するいわゆる代用監獄は、自白の強要等の行われる危険の多い制度であるから、その運用には慎重な配慮が必要である。本来、被疑者の取り調べという犯罪捜査と被疑者の留置業務とは、同じ警察が行うにしても、全く別個の業務であり、混同して運用されてはならず、それぞれ別個独立の立場で適正に行われることが必要不可欠であり、留置業務が捜査に不当に利用されることがあってはならないのである。

そして、この事件の昭和四十九年九月から五十年三月にかけての約百八十日間の事件捜査において、この事件を取り扱った印西署は留置業務に独立性がなくて、捜査に不当に利用された、これは代用監獄に身柄を拘束して自白を強要したものとをのしりを免れないという判決趣旨でありました。

これは、私どもが常々言っております代用監獄で冤罪につながる自白の強要が行われることが明らかとなったという事案でありまして、数々過去に、免田事件あるいは財田川事件、松山、島田の各死刑判決の再審事件は言うに及ばず、近年においても、その以後におきましても、代用監獄においてとられた自白の任意性あるいは信用性を否定して被告人に無罪の判決を下した例はかなりの数に上ります。例えば一九八九年七月二十日の大津地裁判決あるいは同年七月二十七日の大阪地裁の判決、そしてやはり同年十月二十六日の最高裁判決、さらに十一月十三日の大津地裁判決、そして今年二月の大阪高裁の窃盗(すり)無罪判決、そしてまた三月四日の選挙違反事件で百二十二名もの無罪判決を出した大阪地裁の判決、あるいはまた、最近の三月二十五日の大阪地裁の女児殺人事件判決など数々に上るわけでありまして。

こういうことも勘案しまして、これとは直接関係はないかもしれないけれども、大臣は代用監獄制度につきまして今年四月十九日に法律新聞という雑誌のインタビューに際して、代用監獄制度につきましてはアムネスティの勧告とか国際機関からの批判もあるけれども、どうお考えですかという質問に対して、大臣御自身が、代用監獄をなくせと言われても予算上の問題などで一過に廃止することは困難だ、現在の施設をどうするかを含め、現実的な観点で国会で論議をしてみたいというお答え、あるいはその国際的批判は、一氣に理想までいけという論議なんだということ、必ずしも肯定はされておられませんけれども、代用監獄制度が余り好ましくないということもうかがえるようなインタビューのお答えをしております。

確かに、現在この留置施設など四法が国会に上程されているときですから、これについてどうこうということは大変に微妙な立場であらうと思っておりますけれども、大きな方向性として代用監獄制度、そしてあるいは留置行政と捜査行政のあるべき姿、進むべき方向ということについて大臣の御所見をお願いしたいと存じます。

○国務大臣(左藤恵君) 今お話しした代用監獄制度のことにつきましては、昭和五十五年の法制審議会の御答申の中にも、その設備及び管理機構の改善等に努力していかねばならないと、こういう御指摘がございまして、実際、現実問題として今お話がございましたように、今すぐこの代用監獄を廃止するということはできないという問題でもございますので、私はこの具体的な事件の捜査の処理に当たりましては、今いろいろ松戸事件の判決で御指摘になっておりますようなそういう自白の強要などが行われないように、検察当局としては十分指揮監督していただきたい、このように思っております。

今お話がございました国際的ないろんな一つの大きな流れといたしまして、アムネスティ・インターナショナルの御報告とか、そういったことか

ら被収容者の人権尊重の機運の国際的な高まりというものが我々十分理解するところであります。が、さりとて今の現実問題として、今国会に提出した刑事施設法案に関連しまして、国際的な水準というふうなことで特に問題があるとも考えてはおりませんが、いずれにいたしましてもしかし、こういった問題については国際的なこれらの諸活動というものを十分我々も内容とか動向というものに注目していかねばならないと思っております。当面の問題として、今お話しありましたそういった問題については被収容者の人権に十分配慮した適正な処遇をいかなければならない、そういう立場で代用監獄というものをすくなくすということは非常に難しいのではないか、このように考えておるところでございます。

○北村哲男君 ただいま大臣から国際的な流れということも踏まえてお答えいただきましたけれども、先ほども申しましたように、法案自体が提出されているので、そのものに立ち入るのは私も今したくありませんが、しかし拘禁二法あるいは四法と言われるものの法制審議会の答申が行われたのは一九八〇年、もう十年以上も前のことでありまして、その後、国際人権の關係の原則を含めていろいろな事案が出てくることを考慮しながら、再度その問題について対処するというお考えがあるかどうか、その点についてもう一回御所見をお願いしたいと存じます。

○国務大臣(左藤恵君) 私の申し上げたのは、そうした動向についての勉強というものは十分していかねばならない、このように考えますが、今当面、代用監獄をなくすというふうなことににつきましては、非常に予算上の問題、いろんな問題がございまして困難であるという点も考え合わせ、当面どうするか、将来的にどうかへ持っていくかということについての勉強は続けていかなければならない、このように考えておるところでございます。

○北村哲男君 どうもありがとうございました。

それでは、特例法案の問題についてお伺いして
いきたく存じます。

まず、特例法案の十条の關係からの質問に入っ
ていきたいと思ひます。

大まかな感覚というか感じ方の問題としまし
て、十条は従来一年であったものが、すなわち再入
国許可の期間が一年であったものが四年に延長さ
れ、四年でさらに一年、最長五年ということに延
長されたものでありますけれども、これは従来の
一年ではその一年の間に行ったり来たり一々、そ
して一回ごとに再入国許可書の交付を受けてい
ては、昨今のように国際的交流が激しい今日、不
便であるということからの改善と思われま

私どもがパスポートを取得する際に、ずっと以
前は一回限りで外国へ行くたびに一々もらつてお
つたという時代がありました。その次に一年間の
有効のパスポートという期間があった。その間に
何回か行き来ができるような形のパスポート、い
わゆる旅券であった。そして最近、どのくらいに
なるかもう忘れまじけれども、五年の数次旅券
というのが一般的になった。それは、五年の間に
何回も行きたり来たりというそういう国際情勢、
日本の国際化の反映であつたと思ひますけれど
も、今回のこの特例法の五年間というのは、それ
と大体同じような考え方に立っているとお伺いし
てよろしいのでございましょうか。

○政府委員(股野景親君) この最大限五年間に
するといふことが十条に定めてあるわけございま
すが、その趣旨は幾つかござい

ある面におきましては、この再入国許可という
制度は、ただいま委員御指摘の旅券の制度とは大
幅に意味を異にする、違ふものであるという面が
ござい

ます。すなわち旅券は、日本国民が基本的
に海外渡航の自由というものを保持しておいて、そ
してそれについて海外での安全あるいは邦人の保
護という観点から旅券というものが発給をされて
いるわけでございます。他方、再入国許可制度
は、その性質上外国人を対象とするものでござい
ますので、外国人についての海外渡航というもの

の扱いは、そこには日本人の場合とは一つの違ひ
があるという点がござい

他方、それでは海外渡航という中身が、最近の
状況で一般的に在日韓国人等の方々を含めまして
非常に頻繁に行われるようになってきた。また、
一遍海外渡航された場合に、海外におられる期間
も長くなる傾向があるという点では日本人の海外
渡航と共通する面もござい

ます。そこで、そうい
う制度上の違ひというものを一方において踏まえ
ながら、他方において海外渡航が今のように頻度
も増し、また海外駐在あるいは海外留学といった
ような期間が長くなつてきている状況も踏まえ
て、その結果として従来の最大限二年まで有効に
する制度を最大限五年までにこの法案の対象者に
なる方々については延長しよう、こういう考えで
ござい

○北村哲男君 私は非常に感覚的に聞いたわけ
で、制度の違いはちろんあると思ひます。た
だ、日本に住んでいる人が海外に行くといふこと
については、これは国籍があるとなつてくると日
本に生活の本拠を置いていく人が行くんですから
変わらな

いわけで、そういう意味では同じような
感覚、感じで五年間という期間の問題を定めたん
だろうというふうに聞いたわけですが、今のお答
えの中で入っていると思ひますので結構です。
それで、関連しまして、再入国の有効期間が従
来は一年であつたわけですが、それでも、それでも
多くの場合一年という法律上の期間がありながら、
現実には三ヶ月限りという例が非常に多く見られ
たよう

です。今回四年と改正をしても、現実には
前と同じ一回限り三ヶ月というふうなことになる
ないん

だろ

とか渡航先とか現実に審査されて、これはもう三
カ月でいいじゃないかといふことで、法定期間は
延びたものの実際には三ヶ月限り、一回限りとい
うのが非常に多かったら余り意味がないと思ひ
ますけれども

その点については、改正後の見直しとして永住
者の方々がどういふ期待を持ってい

のか、その
辺についての方向性というか、そういう観点から
のお考えを御説明願ひたいと思ひます。
○政府委員(股野景親君) まず、再入国許可制度
の問題の一般的な仕組みという点について一言だ
け申し上げたいと思ひ

ます。これは委員も既によく御存じのとおりでござ
い

ますが、再入国許可を行うに当たりましていろいろ
の要素といふものを法務大臣が総合勘案いたし
まして、そして許可の問題についての決定を行
うといふこととございまして、その際に再入国に
関する海外渡航について、渡航の目的や渡航先、そ
れから渡航先国と我が国との關係、さらには国際
情勢等の諸事情を勘案する、こういうことがまず
基本的

にござい

ます。従来の再入国許可制度の運
用につきましても、したがってただいま申し上げ
ましたようなことを総合的に勘案して再入国許可
制度が運用されてまいりました。そういう意味に
おいて、委員御指摘のような、法定では例え

ば初
めから有効期間を一年としな

い、そこ

に至ら
ない期間を定めるといふことも、その渡航の目的
あるいは必要性等にかんがみて行っているケースは
確かにござい

ます。
新しい法律は、これは一般的な再入国許可制度
の運用といふものを踏まえた上

で、この法律
の案の対象となる特別永住者の方々につきまして
そういう法的地位を設けるというこの法律の趣旨
といふもの、それから先ほどもお話のございまし
た本問題について衆議院においてこの法律案に修
正をいた

だいておるという経緯、こういったものを
十分尊重しながら再入国に関する規定といふもの
は運用していくべきものと考

えておるわけ
でございます。
したがって、その意味においては基本的にこの
特別永住者の方々の海外渡航というものが円滑に
行われるように配慮する、このことが重要である
と考

わかります。しかし、国交の有無というのは個人の事情ではなくて国と国との間の事情であって、個人としてはどうしようもないし、改善のしようもない問題であります。これが他の国籍の方々と区別される原因となるのは一体どこにあるんだらうか。先ほどからもおっしゃいましたが、いろんな要素を総合勘案してというふうにおっしゃいますけれども、その勘案要素の中に国交がばこっと出ることが異質なものが入っているような気がしてならないんですけれども、その辺について絞って御説明願いたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 先ほど申し上げましたとおり、再入国許可制度の運用に当たりましては、もろもろの要素を総合勘案するということを基本といたしております。そのもろもろの要素の中に渡航先あるいは渡航先国と我が国との関係、そしてまたそれに伴う国際情勢、こういった要素を申し上げさせていただきました。

そういう中、やはり北朝鮮と我が国との間にまだ国交がないということは一つの要素として考慮をすることになっております。したがって、そういういろいろな要素の中での一つの要素として国交がないということがあるわけでございまして、特にその点が重視されますのは、やはり渡航先が北朝鮮になっているという場合に、特にその点についての重みが出てくると考えるわけでございします。何分にも国際情勢というものはさまざまな動きがあり、その点について日本の国の全体的な国際関係というのを考えた運用というものも必要であるかと考えておる次第でございします。

しかしながら、この新しい法案を今御審議をお願いしたおきでございしますが、その新しい法律の対象となる方々の海外渡航について、先ほど申し上げましたような配慮を十分に行っていくということも、これもまたひとつ大事なポイントであるかと思っております。

したがって、今後のこの運用について、国際的な情勢の総合判断の中に北朝鮮との間でまだ

国交がないということがどうしても一つの要素として入るわけでございしますが、しかしその要素のとらえ方というのについてはまさに総合判断の中でとらえるわけでございまして、特に国際情勢が現在のよう朝鮮半島についても改善が見られる、また北朝鮮と我が国との間での国交正常化に向けての話し合いというものも進んでいる、こういったものも当然考慮していくべきものと考えておりますので、そういう意味で総合判断の一つの要素ではございますが、同時にほかの要素というものも十分加味した今後の運用になっていくということでございます。

○北村哲男君 ただいまの御答弁で大体その方向性は何となくわかるんですが、しかし北朝鮮との関係も、国交はないにしても国交回復に向けて明るい見通しのある今日、国際情勢も非常に好転していることも事実であります。

そうしますと、再入国許可という点でやはり北朝鮮の場合も韓国の場合も同じ歴史的経緯と同じ定住性というものであるから、当然法律上も同じ処遇、待遇をしないといけないということも当たり前だと思っておりますけれども、その辺についての今後の見通しとしては、今までのような、格差があるから何とかしなくちゃいけないという国民の間からの要望が強く私どもに寄せられるということはだんだんなくなっていくというふうな期待をしてよろしいのでございしますようか。

○政府委員(股野景親君) この法律は、平和条約の発効に基づいて日本国籍を離脱された方々について同じ法的地位を設けたという一つの立法の精神がございします。その精神というものは、やはりその再入国許可制度の運用に当たっても十分尊重していくべきものと思えますし、同時に、先ほど申し上げましたもろもろの国際情勢を含む総合判断という点があるわけでございしますが、そういう中で従前との比較においてはできる限り関係者の海外渡航が円滑に行われるように配慮していくということが私どもの考え方でございます。

○北村哲男君 ただいまの御答弁でいいとは思

んですが、大臣にも一言この点について、再入国許可書の発給については大臣の自由裁量に基づいて行われるわけですので、国交、国籍を問わず、あるいは出身を問わず差別をしないという方針を政府として確認していただきたい。その差別の中には、書類等の申請手続あるいは発給までの期間の長短の問題等、差別なく平等に取り扱うべきであるということの確認がしていただけるかどうか、その点についての御所見を伺いたいと思

○國務大臣(左藤恵君) 特別永住者に対しまして再入国の許可につきましては、一般の外国人に対するものと同じように、先ほどお話がありましたように、法務大臣が渡航目的、渡航先、渡航先国と我が国との関係、国際情勢等の諸事情、そういったものを総合的に勘案して決定するものではございますが、特別永住者につきましては特別永住者という法的地位を設けるこの今回御審議いただいております法の趣旨、それから衆議院におきます先ほど御説明のありました修正が行われた経緯、こういったものを十分尊重して再入国に関する規定を運用していかねばならない、このように考えておるところでございます。

なお、この特別永住者の国籍とか出身地の違いというようなことによつて扱いに差異を設けるといふ考えはございません。

○北村哲男君 どうもありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

入管法二十六条七項の問題ですけれども、「再入国許可書は、「本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。」という規定があります。「旅券とみなす」という点とはともかくとして、「本邦に入国する場合に限り」というその文言にやや気になるところがあるんです。これを逆に考えますと、出国とか他国に在留しているとき、諸国を旅行するときは旅券とはみなされないのかという逆の解釈も成り立つような気もするんですが、過去の条文をつくった経緯を見ますと、いつごろのことかわからないんですが、法案検討の過

程――入管法のことでしょうが、法案検討の過程では、在日朝鮮人等有効な旅券を所持し得ない外国人に交付する渡航文書の名称を旅行証明書と呼ぶ時期もあったというふうに出ておられるようです。

さらに具体的には、これは一九八一年五月十五日の衆議院の法務委員会、あるいは同じ年の六月二日の参議院の法務委員会、当時の大入管局長が、難民旅行証明書と再入国許可書の間には差別はないと、そしてその機能は同様で、再入国許可書も多くの諸外国から有効な旅行文書として承認されるだろうというふうに出ておられます。ということは、再入国許可書が一般旅券とほとんど同じように国際的に通用するとか、作用するとかいうふうな認識を示されているというふうに思いますが、私自身は、そうなるかと再入国許可書というふうな言い方よりもむしろ当初の旅行証明書のほうが、これからは述べていくんですが、今日のようないろんな問題を起さずに済んだというふうに思っておりますけれども、どうしてこうなったのか。そして、これは実質的に旅行証明書、すなわち旅券に近いものとして考えていいのかどうかという点についての御説明をいただきたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) この再入国許可書の扱いにつきましては、入管法第二十六条の第七項を御引用いただきましたんですが、委員御指摘のとおり、ここで「本邦に入国する場合に限り、旅券とみなす。」という規定になっておりますので、この扱いが現在の扱いの基本となっておりますわけでございします。この問題、いろいろな角度からのとらえ方ができると思うわけでございしますが、基本的には日本の国として、日本人についてその海外渡航において海外での保護というものを要請していく、これは日本国民について日本国政府がするというのは当然でございしますが、外国人である方については取り扱いが、その点については一つのはり違いがあるであろうということでございます。

他方、海外に渡航されて、海外から日本へ帰ってこられるという場合に、先ほどの規定で示されておりますように、この再入国許可書が旅券と同様の効力を持つという点がございまして、そういう点にかなりあわせて、諸外国においてこの文書を日本が当該外国人の方の再入国を認めているということを保証しているという文書であるということに着眼して、そして有効な旅行文書として扱っているというケースが確かにあるようでございます。そして、その点が先ほど御指摘になりました以前の国会での御審議で、政府側が旅券というようにすることについての御論議の中で、再入国許可書が諸外国において有効な旅行文書として扱われている例があるという精神で御答弁を申し上げたものと思っております。

そういう意味で、私もこの再入国許可書は入管法上の制度からいって旅券そのものではなくて、一つの違いがあるものとして扱わざるを得ないと思うわけでございますが、しかし、それが諸外国において有効な旅行文書としてみなされているというところは、それはそれで意味のあることと考えているところでございます。

○北村哲男君 今の諸外国において有効な旅行文書として認めておられることは意味があるでしょうという、ちょっと突き放した言い方が気になるんですが、それはそれとして次に質問移りますけれども、その辺を意識してそういうふうにしていただかないと、日本に在住しておられる方々が大変外国で苦勞されるので、むしろ積極的にその点をアピールされるなり、そしてその作用を強めていただきたいという質問に移りたいと存じます。

私が一つ最近の例として、「世界の」の去年の一月号に載った横濱国大の先生をしておられる尹先生とおっしゃる方の書かれた「再入国許可書」と渡航の自由」という報告文書があります。ここの報告では、諸外国政府は再入国許可書を実際には旅券としてみなさず、事実上、再入国許可書所持者は外国では無国籍者扱いにされるので非常に不安である。これは日本政府の対応に原因があると

いうふうに言っておられる。この中で旅券とみなすということについては、確かに言い方に若干の違いがあると思いますが、諸外国の対応が必ずしも期待されるようにいっていないのは日本政府の対応に原因があるんじゃないだろうかというところについての報告を少し紹介したいと思っております。

この尹先生は、御一家でロンドン大学に一年留学されたということがあるようです。このときに、再入国許可書の不都合が数々起こってきた。尹さん一家は、先生本人は韓国籍であり、そして奥様は朝鮮籍である。子供二人が一緒なんですから、これは韓国の父系主義の建前で韓国籍となっていてという複雑な国籍の關係になっているようです。これは尹先生に言わせると、今いらっしゃる在日韓国人・朝鮮人の方々の家族にはごく普通によくある例だということのようです。

それでまず、尹先生が再入国許可書の発給を受ける手続をされたときに著しく日数がかかった。すなわち、御自分とはもかくとして奥様で十日間、子供の場合は十四日もかかったというふうな複雑な問題があった。

二つ目に、イギリスに入国するためのビザを取得するに、これは在日のイギリス領事館に行ったところ七十日も日数を要したということ。それでこうなると、果たして旅行文書として認めておったんだらうかという疑問を呈しておられます。

次に、奥様と子供さんがイギリスに入国したときに、再入国許可書の国籍欄に 코리아 ということを書いておったところ、これが向こうですべて消されて、アンサートン、国籍がはつきりしないということの意味する言葉とか、あるいはステートレス、無国籍というふうにつき直されてしまったというふうなこと、これによって非常に不安を感じたというふうな言っておられるわけです。こういうことについて、報告文書ですら一つ一つ正確な証拠に基づいて私言っているわけじゃないんですが、同じような訴えがほかの方々からもありますので

一つの例として申し上げておきます。そこで、この点について幾つか質問していきたいんですが、まずちょっと統計的なことですが、再入国許可書の発行件数あるいは朝鮮籍を含めて国籍別の発行状況は一体どういうふうな形になっているのか、この数年の間の統計を示していただきたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) 再入国許可書の発給の問題でございますが、再入国許可書そのものの発行は実は統計をとっておりません。なぜならば、委員も御存じでいらっしやると思いますが、必ずしも再入国許可書は再入国許可の出される都度発給されるわけではございませんで、同じ許可書の中に複数回の再入国許可の証印が押されるということもございまして、それで再入国許可書の発給件数の統計はとっておりませんという状況がございします。

○北村哲男君 そうすると、国籍別とかそういうものは当然ないというふうに理解します。それはそれで結構でございます。

(委員長退席、理事鈴木省吾君着席)
先ほどの大蔵局長の御答弁の中で、再入国許可書が「諸外国から有効な旅行文書として承認されるだろう」というふうな言っておられるとすれば、その根拠といえますか、あるいは政府は、諸外国政府が再入国許可書を旅行証明書あるいは旅券に近いものとしてみなすようにいかなる措置をとってこられたのか。単にそのまま各外国の入管が適当にそれぞれの立場で判断すればいいとおっしゃるのか、あるいはこれはこういうものですよと。例えば難民旅行証明書には、当然裏に旅券のかわりとなる旅行証明書というものが明記されているようにすけれども、それと同じような何らかの措置をとってこられたかどうかということについての御説明をお願いいたします。

○政府委員(股野景親君) 再入国許可書につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、本来日本の入国管理手続の中で文書としての位置づけをいたしております。したがって、日本法の中での位置づけでございますので、諸外国についてこれの一定の効果をあらかじめ想定しているというところではなかったわけでございますが、ただ日本への再入国がこの文書によって保証されているというところはこれは諸外国にとっても十分わかることとございしますので、その観点から諸外国が有効な旅行文書として扱っている事例があると、こういうふうな考えているわけでございます。

そこで、そもそもの再入国許可書の性質というものを考えますと、これはやはり日本の国内の手続のためのものであるという観点がございします。で、あらかじめこれが諸外国において旅券に類似したものとして扱いを受けるような想定ということとは必ずしもしていません。その点で難民旅行証明書の方は別途の意義がございしますので、そういう点については国際的な一つの慣行というものがございしますが、再入国許可制度につきましては諸外国ではない国もございしますし、なかなか再入国許可制度というものが世界一般で必ずしも十分なじみがないという面もございします。そういう点にかなりあわせて、この点は従来日本側の制度として運用させていただいてきておるといふ経緯がございします。

○北村哲男君 ただいまの御答弁はとも問題があると思うんですね。なじみのない制度であるがゆえに、しかし日本に生活の本拠を置いている人は、パスポートのある人もない人もいるんですけれども、特になんか人なんかはそれがもう外国へ行ったら唯一のよりどころになると思うんです。そうすると、その再入国許可書というものをよりどころにしてそこでビザを取った外国を旅行したのになんかして、そして日本に帰ってくるというところのたった一つのよりどころであるんですから、日本の国内の制度のものであるというふうにはしておかれるととても困るような事態が先ほどのように生ずる。ですから、外国を旅しているとき、外国にいるときはせめて旅券、旅行証明書と同じような意味を持つんですよというところを積極的に示してあげるのが日本のやはりサービス精神とい

いますか、日本の態度ではないかと思うんですけども、その点について今までなかったにしても、今後それを改善される、あるいはそれを通告される、あるいは何らかの表示をされるというおつもりはないんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) なかなか難しい問題がございいます。

難民旅行証明書につきましては一つの国際的な通念というものがございまして、これが日本として難民旅行証明書を出すことについて、難民条約の規定も含めまして一つの基礎というものがございまして、他方、再入国許可書の方は、これは入管法が基礎になってくるという観点で、入管法の想定している範囲を超えたことを再入国許可書に持たせ得るかという問題があるので、委員の御指摘の点について、そのままではこれに旅券と同様の効果を持たせるような措置を日本政府として講じていくことがどの程度できるか、私としてもなかなか確信が持てない点がございいます。

ただ、委員御指摘の、実際に海外旅行をされたときにいろいろ御不便があるという事例を御指摘になられましたので、そういうことについて再入国許可書というものが、ただいま申しました法の基礎という点は十分踏まえた上で、なお実際の利便という観点で何か今の状況よりもさらに検討するということはないか、これはひとつ考えさせていただきますかと思ひます。

○説明員(宮下正明君) ただいま委員御指摘の点ですが、再入国許可書につきましては、昭和五十七年一月六日付の更新で再入国許可書の見本を各

国政府に送付いたしました、このような文書を我が国で発行しているということは通報済みでございます。

○北村哲男君 済みませんが、今ちょっとよく最後の方からなかつたんですが、どういふふうに言われたのかもう一回お願いします。

国許可書の見本を政府に送付するということ、このような文書を我が国が発行しているということとを通報してございいます。

○北村哲男君 そういふふうに旅行者、外国へ行っている方々の便宜を図っていただくように、さらに積極的な施策をお願いしたいと思ひ次第です。

ところで、それに関連してですけれども、通常の旅券、私どもが持っているパスポートは外務省の発行で、人的事項なんかも全部英語で書いてある。それが、再入国許可書の場合は法務省の発行で、本人に関する事項はすべて日本語で書いてある。したがって本人が自分で、しかも手書きで、もし外国へ行く場合は記載事項の上に英語で記載して、諸外国ではそこへ行ってビザの申請をしたリなんかする。そうすると、やはり信用性とか見た目とかいう点でどうも国際的に通用する体裁を整えるというふうに見えない感じがするわけで、その点についても今後の国際的な流れといひますか、どんな人々が出ていくんでしようから、諸外国に共通に通用するような体裁を整えていただくということが必要であると思ひますけれども、そしてその要望も強いと思ひますが、その点運用改善をされるおつもりはありますでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 先ほど来申し上げておりますように、再入国許可書の本来の目的が日本の出入国管理行政上の目的でございまして、ただいま委員御指摘のような記載の仕方としておったという経緯がございまして、他方同じく委員御指摘のように、実際の海外における旅行文書としていろいろ意味合いが出てきている。実際に渡航される方がまたほかに自分の身分事項を証明するといふものを持っておられない、例えば旅券を持っておられない、そういうことの場合に海外旅行で御不便が生ずる、こういうことであるかと思ひますので、そういう点については、先

ほど申し上げました実的なことという観点から今後改善することについては検討をしてみたいと思ひます。

○北村哲男君 外務省が来ておられますので、もう一点だけちょっと伺ひしておきますが、これも先ほどの尹先生の報告文書にあったんですが、この先生がロンドンの日本領事館で、今の再入国許可書にはたった五ページしかビザ欄がないんですけれども、ヨーロッパへ行けば大体五つと旅行したければ十カ国ぐらいあるんで、とても五ページじゃ足りない。それで、このビザ欄を使い果たしてしまつて再入国許可書の再発行を領事館にお願ひしたところ、再入国許可書は法務大臣の発行したもので、外務省の出先公館である領事館とは何ら関係ないので、必要があれば自分で法務大臣に手紙を書いて新しいのをもらつたらどうだといふふうな対応をされたといふふうに苦情を言

つておられます。結果的にはいろいろとやりとりがあつて、領事館の方から東京にテレックスを打つていただいて、しかしそのために一カ月もかかつてやつと再発行していただいたといふふうなことがありまして、そういうことはあつたのか。あるいは、あつたとしたら今度はつきりとそういうことはしないといふふうな徹底が図られてゐるのか。その点についての御回答をお願いしたいと思ひます。

○説明員(宮下正明君) 委員御指摘の事実関係につきまして調査いたしましたところ、昭和六十二年の六月十五日、尹先生よりビザ取得上、家族三人分の再入国許可書の増補申請がございました。それでロンドン総領事館の方ではこれは増補し得ないといふことで、本省と協議いたしました。再入国許可書再発給願と写真を一応送付したといふこととでございます。それで本省では、同許可書を入管当局から協議の上取得して、七月七日付の更新で総領事館あてに送付したといふこととでございます。したがって、少しは時間がかかつておりますが、二週間ちょっとぐらいのあれじゃないかと思ひます。

御承知のとおり、再入国許可書の発行権限といふのは法務大臣になっておりまして、現在のとおり、在外公館には許可書を発行する権限は認められていない。したがって、通常の場合、再発給の申請があれば直接入管当局に行うことになつてゐるわけでございまして、総領事館にいたしましてはこういう事情を考慮して本省の方にこれを送付したといふことだと承知しております。

○北村哲男君 その辺はスムーズにやっていたかと思ひますけれども、今後特に五年の長期にわたるとなると大いにあり得ることです。で、ビザ欄をふやすとか、あるいは在外公館に再入国許可書の所持者の便宜を最大限に図るようにお願ひをするとかといふことの方角、二つありましたね、まずビザ欄をふやすといふようなことは考え得ることなんじゃないか。それからもう一つは、在外公館に対してスムーズにやるようにといふふうにお願ひすることができると、その二つをお伺ひします。

○政府委員(股野景親君) 今後の改善の方角でございまして、それぞれについてひとつ検討させていただきますかと思ひます。

○北村哲男君 それでは、今の点は改善をぜひやっていただきたいといふこと、それから今後もしそれに伴って恐らくいろいろな形でお願いに上がるだらうと思ひます。

次の質問に移りますが、こういう例があります。ある在日韓国人の場合に、韓国の政治犯の人權救済のアービルのために国連のジュネーブ本部に渡航するために再入国許可書の交付を受けたという事例があります。その際、政府から誓約書を書くようにといふふうな要請された。結局、日本及び友好国に対する非難をしないことを約束しますといふ一筆を入れて許可書をいただいたといふことがあるように思ひますが、これは一九八三年、十年ぐらい前の話なんです、今でもそういうことは行われているんでしょうか。まず、その点で今でも行われているのか、あるいは今後

るとすれば続けるのか、あるいはやめるのかという点についてお答えを願いたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) 私どもの承知しております限りにおいては、このような誓約書といったようなものの取り扱いについては、これは当局が出すというものを求めるというふうなものではなくて、やはりそれぞれの渡航目的について、その趣旨を明らかにしていただくという疎明資料という観点で、御本人の方から御提出があったというふうなことで承知しております。

したがって、我々としてはそういう誓約書というふうなものを、例えば当局側から義務として出していただくというふうな、そういう取り扱いはいたしておりません。我々としては、そういうことで臨んでおるといふ立場でございます。

○北村哲男君 ちょっと腑に落ちないんです。疎明資料として御提出願ったということになりますと、当然そこに指導があると思うんですけれども、こういうのを出しなさい、出さなければ疎明資料として不十分だからいけないんだよと言われれば、どんなにやさしく言ったってやはり強制になるんじゃないかと思うんです。もしそういうことがやられていないと言ふなら、もうそういう誓約書的なもの、これはまさに日本及び友好国に対する非難をしないということを約束した誓約書です。それが疎明資料として要求されるというところは、やはりどこかに強制的なものがあるような気がするんですが、あるいは例えば指導でもいいんですけれども、あると思うんですが、そういうことは個人の思想、信条にかかわる問題にもなりかねませんので、それは疎明資料とは峻別すべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の点、私どもとして渡航目的を明らかにしていくためのいろいろな資料は、これはぜひ出していただきたいと思うわけですが、そういう誓約書というふうなものを出していただくかなんかという立場で臨んでいていないというふうに承知をいたして

おります。

その意味で、この具体的な内容についてどういふことがあったかということでも私どもなりに理解しておりますのは、今申し上げたような立場での問題については扱われた。少し前のことになりましたのですが、しかし、そのときからも今でもそういう意味で何かそういうものを渡航の手続の中でひとつ出してもらわなきゃならぬものかという扱いではないかということでございます。

○北村哲男君 よくわかりました。前のことなので、今後もしそういうことがあるならばそういう例を出して、こういうことはもうやめようということはあるんじゃないかと思うんですが、ぜひそういうふうにしていただきたいと思ひます。

それからもう一点、これもまた手続的なことなんでしょうけれども、何か再入国許可書の発給の手続的なもので、申請のときから発給されるまでが相当かかるようで、通常の旅券申請と同じぐらいにスムーズにいかないんだらうかという要望も多々あるようなんですが、とても時間がかかるのと先ほどの尹先生のあれにもありましたですね。それはもちろん入管手続をする人の人数、定員という問題も絡んで、人が足りないと言われれば、いろいろほかの問題もあると思うんですけれども、スムーズにいくようなことは努力をしておられるのか、あるいはその辺をどういうふうな処理をされようとしているのかという点についてお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 再入国許可書の発給を含めまして、いろいろな御申請をいただきましたときに、それが迅速に処理されるということが行政当局としては大事であると考えております。各種の申請をいただきましたときにできる限り早くに処理するということで、関係の部門には常々指導をいたしております。委員ただいま御指摘のたいてい恐縮でございますが、いろいろな意味で最近業務量が急増しておるといふ状況がありまして、やむを得ず多少の時間をちょうだいすることもございますが、基本は早期迅速処理でございます。

す。

ただ、再入国許可書の手続の中で、一部の方であらうと思ひますが、例えば旅券を持っておられないというふうなときに、旅券を持っておられないということについてその辺の事情を確認させていただくといったような手続が通常の手続以外に時間を多少とるといふような面もございます。しかし、それも含めましてやはり早期処理が大事でございますから、これは委員御指摘のとおり、我々として早期処理ということでも今後とも大いに努力をいたしなきゃならぬと思ひております。

○北村哲男君 次に、再入国の今度は不許可の問題について少し伺っていきたく存じます。

ここ十年余り、在日韓国人あるいは朝鮮人の間で大きな問題になってきたのは、指紋押捺拒否者に対して再入国不許可の処分が行われたり、あるいは朝鮮総連の関係者が北朝鮮に行こうとしたときに不許可となったということが多く問題になったり、あるいは政治問題化したりしたことがあります。そして、この不許可の処分に對してさらに再入国不許可処分取り消し請求訴訟という裁判まで起こされるなど、社会的にも放置されない事態が引き起こされてきております。

そこで次に、幾つかの統計的なことについてまず御質問していきたいと思ふんですが、大体十年ぐらゐの間に再入国を不許可とした件数を年次ごとに明らかにしていただきたいと存じます。

○政府委員(股野景親君) 私ども最近五年の数字を実は手元に今持っておりますので、五年の数字を申し上げさせていただきますと思ひます。

不許可の件数でございますが、これはすべての外国人に対する再入国の不許可になった件数でございます。過去五年でございますと、昭和六十一年が不許可が二十六件、それから昭和六十二年が不許可が三十件、そして昭和六十三年が不許可が十六件、そして平成元年が不許可が百五十九件、それから平成二年が不許可が三十一件、過去五年の不許可の件数はこういう動きになっております。

す。

○北村哲男君 この中で不許可とされたその理由、何ゆゑに不許可なのかという具体的な理由が挙げられるならば、多い順から挙げていただきたい。すなわち、いかなる場合に不許可になったのか。

私が先ほど言いましたように、この中には特に元年など百五十九件と極端に多いようですけれども、これは指紋押捺を拒否した者に対する場合とか、総連幹部の人たちの北朝鮮への渡航ということが特殊の例として不許可になっているのかという点について、個別的に理由を挙げていただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 実は、不許可になりました場合のその不許可になった理由ということに基づいての統計というのはつくっておりますので、ただいま申し上げました統計の数字がどういふふうな不許可理由別の内訳になるのかという点についての残念ながら資料がございません。

ただ私なりに、今委員御指摘の平成元年百五十九件というの、その前年あるいはその一年後の平成二年に比べて異様に突出しておるといふことについて私自身も不思議に思ひまして、これはどういふことだったんだらうと調べてみましたら、ある程度のことはいわゆる日本語学校等で勉強している就学生が再入国許可を求めてきた例がかなりございました。それを見てみますと、本来就学生でございますから学校にきちんと出て、そして日本語を勉強して、そして勉学に励んでいたために来ているのに、学校の出席状況を見ますと甚だ悪い。そういうような方が再入国許可をあらかじめ得て海外に渡航するということとは決まっていことではない、そういう意味において、やはりこれは本来の日本に在る在留目的に沿った再入国許可申請と思えないということから、学校での勉強という点についての状況が悪いということからかなりの数の不許可がこの年に突出したということがあつたというふうに承知をいたしております。

そのほかの事由については、先ほど申し上げましたとおり統計がございせんですが、一部に指紋捺捺の拒否が理由になって不許可になった例が、かつてあったということは、これは委員も御承知のとおりでございます。

○北村哲男君 五年間の統計で大体三十前後というか、三十以下ぐらいですけれども、その前もわかればよかったです、私の方でも通告をしていまして失礼しました。これの三十件程度の中でも同じように理由を、今指紋捺捺拒否の人も中にはあったというふうな言い方なんですけれども、これが主な事例になるのか、あるいは希有な例になるのかという点についてはお調べになったでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 恐縮でございますが、その点については資料がございせんでした。

○北村哲男君 そうすると、今の統計からは特別永住者及び一般永住資格者に対して不許可とした件数とか、そういうふうな分類も難しいということになりますでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 残念ながらそういうことにはなりません。

○北村哲男君 そうすると、さらに統計的なことなんです、再入国を不許可とされた者のうち再入国の許可を得るまま出国したというふうな場合があるかどうか、あるいはそれが統計的に出ることかどうか私にはつきりしないんですが、そういうことは統計的にわかるんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) その点も実は統計的には資料がございせん。

○北村哲男君 今最後に申しましたように、再入国を不許可とされた方が再入国の許可を得るままやむを得ず出国してしまつたという人の場合、これは非常に常識的なことになるんですが、再入国をしないときには当然改めて入国の許可を得なくちゃならぬことは当たり前なんですけれども、韓国籍で旅券の発給を受けている人、あるいは韓国籍の人でも旅券を持っていない人、日本においてですね、民団系の方だと思ふんですけれども、それが日本に永住しながら旅券の発給を拒否されている人もいると思うんですが、そういう人、あるいは朝鮮籍で旅券の発給を受けられない人、あるいは、それと再度入国をする場合には手続などはどういう形になるのか御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 基本的には日本におられる方々についてそれぞれの在留の資格がございまして、それぞれが在留の資格と見なされます。再入国許可が海外に出ている間もその永住の資格が事実上継続されているという、そういう効果というものはあるわけでございますが、しかし、それが個々に旅券を持っておられる方、あるいは旅券を持っておられない方等についてどうするかという点は、やはり法の定めるところで手続をきちんと踏んでいただければそれに応じた再入国許可というものの決定がなされる、こういう運用になっております。

○北村哲男君 それはケース・バイ・ケース、その人の個人の事情というふうにお伺いしてよろしいわけですね。

今の問題に関連しますけれども、過去に指紋捺捺拒否を理由に、まあ指紋捺捺を理由に再入国許可処分を受けて、その結果協定永住資格がなくなつたという人のケースがございまして、そして再度の在留資格を半年に短縮されてしまつた。これは在日大韓キリスト教信徒の崔善愛さんという方の報告書によるわけですが、この方が今のようないつまでも在日韓二世でもともと協定永住者であつた人なんですけれども、今回の特例法によって特別永住許可を与えられる対象になるかどうか、その辺は何かことになるんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 日本においての永住の資格というもののこの新しい法律における意味合いになつてまいります。今度の法律は日本に継続して居住をしているということを要件にいたしてあります。そこで、その意味での一つの例えは永

住資格者の場合になりますと、その永住資格というものが切れないで継続していることが居住が継続していることになりまして、その点が一遍切れてしまつた、そしていわゆる単純出国をして新規に日本に入国されたという場合であります。これは居住が継続されたとは見られませんが、この特例法の対象とはならない、こういう立場でございます。

○北村哲男君 そうすると、これは法律ですから何と個々の理由が指紋捺捺拒否なのかあるいは別の理由なのかというふうな差があるわけじゃないと思ふんですけれども、確認ですが、指紋捺捺拒否あるいは指紋捺捺拒否という理由としたのが今の崔さんの例なんです、そのほかの理由によつて再入国許可処分を受けて永住権がなくなつた人も崔さんの例と同じように考えていくことになるんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) もと持っていた永住資格というものが一遍失われて、そして海外で生活されて新規にまた日本へ入国された、こういう場合ですとそれはその原因のいかんを問はずやはり居住が継続していないと考えられますので、この法案の対象者にはならないということでございます。

○北村哲男君 再入国許可の期限切れという例があります。韓国で政治犯として長期拘留されておられたという人の例も幾つかあるんですけれども、こういう場合はいかがなんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 先ほど申し上げましたように、再入国許可が有効であるということは日本での一つの在留の資格が継続している、こういう効果というふうに見てまいりますと、再入国の有効期間が切れてしまつたということになりますと、そこで本邦における居住の法的な基礎も一遍切れたということになりますので、やはりその意味では今のようないつまでも在日韓二世でもともと協定永住者であつた人なんですけれども、今回の特例法の対象にはならなくなつてくると思ひます。

○北村哲男君 同じような質問になつてしまふんですが、在留期間の更新が不許可になつた、すな

わち指紋の捺捺を理由に更新を拒否されたというふうな例もあるようなんですけれども、これはやはり同じようなことになるわけでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 今委員の御指摘の意味は、指紋捺捺が理由で再入国許可が出なかつた、出なかつたにもかかわらず出国をされた、そして日本における在留の資格がなくなつてしまつた。こういう場合であります、先ほど来申し上げているように、やはり居住が継続していないのでこの法案の対象にはならないということでございます。

○北村哲男君 それでは、私はこの程度にしておきたいと思ひます。

○千葉景子君 今回の法案につきまして、衆議院そして今同僚の北村委員からも多々質問がございましたので、できるだけ重要な部分がないように私の方も考慮しながら質問させていただきます。細かい点などこれまでにも議論されている部分もあるかと思ひますが、その点については御容赦をいただきたいというふうに思ひます。

まず最初に、この法律のつくり方というふうな点、その点についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

と申しますのは、この法案そのものが日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法ということでございまして、この経緯は、在日韓国人三世問題に関する協議、これを基本にいたしまして、それについて覚書が交わされ、それを基礎にしながらつくられた法律だということでございまして、この法律がそういう形になっているというのにはわかりませんが、ただ覚書あるいはその交渉そのものを法律にすればいいということではございせん。日本としてのまた改めての判断ということが当然あつてしかるべきだと思ふんですが、そういう意味では、今回は平和条約の発効で国籍を離脱したということから、在日韓国人・朝鮮人そして台湾人という方々とその子孫というものが対象にな

りました。

しかし、このいただいております資料から「国籍・出身地別外国人登録者数」これを見ますと、韓国・朝鮮は六十八万人、そのうち特例法の対象者として六十万人余り、こういうことになりました。その次に中国の方ですが、登録者数は十三万七千四百九十九名、今回は特例法の対象者として五千七百六十名、これは台湾御出身の方ということで考えられるというふうに思います。それからあとフィリピンとかあるいはその他東南アジアの諸国などの出身の方もいらっしゃるわけなんですけれども、そのほか中国でも台湾出身以外とかあるいは東南アジアの御出身の方などで終戦前から日本に在留をされている、そういうような方もいらっしゃるかと思うんですが、そういうところは全く今回は対象にされないという法律になったわけなんです。

この辺の平和条約の発効によって日本の国籍を離脱したというところに対象を限った理由、この法律をつくった背景といえますか、まずその点について御説明をいただきたいと思えます。

○政府委員(股野景親君) この法律案について、先ほど法務大臣から提案理由の説明を申し上げたわけですが、その中でも申し上げました点になりますが、終戦前から日本に引き続き居住をして、そして昭和二十七年の日本国との平和条約の発効に基づいて日本の国籍を離脱した方々とその子孫の方々が在留しておられるこの方々の歴史的な経緯というものが、それからまた、その方々が日本の社会で有しておられる定住性というものが、こういうものを踏まえまして、こういう方々が日本の社会秩序のもとでできる限り安定した生活を営むことができるようにすることが重要である、こういう観点に立つての法案になっております。

したがって、ただいま御指摘のように、日本には現在いろいろな近隣の諸国からの方が在留をしておられます。その方々の中には戦前から住んでおられる方も確かにありますが、この法

律はただいま申し上げましたように、終戦前から本邦に居住しておって、かつ日本国籍を有していたという点が一つの重要なポイントになっております。そして、かつこれらの方々は、平和条約の発効の際に御本人がどういふことを希望しておられるかというその希望を表明する機会というものが与えられないままに日本の国籍を離脱するということが起こった、そういう歴史的経緯がある。そこで、これらの方々についてはこの法案の対象として特別に安定した法的地位というものを設けさせていただくということでございます。

そこで、それと違つて背景を有せられる方については、これはこの法案の対象外とさせていただきます。ただいま申し上げましたように、平和条約の発効に伴う国籍離脱というその歴史的経緯をこの法律の一つの基礎に据えておりますので、同じような日本におられる近隣のアジア諸国からの外国人の方でも、そこには今の時点で該当するかないという違いは生じてくるわけでございます。

○千葉景子君 この法案としての御説明というのはよくわかります。しかしながら、この問題はそもそも、やはり日本の戦争に対するあるいは侵略などに対するはつきりとした反省の上に立つて本来ならば組み立てられるべき法律ではないかというふうに思います。そのきつかけといたしましては、確かに在日韓国人の三世問題というところから端を発しておりますけれども、やはりこの際はきちつとした、戦後私たちが怠ってきた戦争への反省、こういうところに立つて本来ならば法案をつくっていただきたかったという気がするわけなんです。

そう考えますと、確かに日本国籍を離脱した、国籍を選択の余地なく離脱させられたというところに歴史的な背景があるというお話でございまして、たけれども、むしろその歴史的背景ということから考えますと、過去の日本の植民地支配あるいは侵略戦争、こういうことがやはり本来の歴史的な背景、経緯であろうというふうに思うわけなんです。そうなりますと、日本の国籍を離脱したか否かに

かわらず、やはり日本に在日を余儀なくされてきたという方は、この国籍を離脱した方以外の部分でも相当数いらっしゃるのではないだろうか、私はそんな気がいたします。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけれども、先ほど申しました中国出身の方で外国人登録をしていらっしゃる十三万七千四百九十九名、この皆さんは多分台湾出身の方が五千七百六十名余り、その他にも留学生あるいは就学生、研修生、そういう方の数というのは今相当数に上っているだろうというふうに思います。しかしながら、戦前、終戦前から日本に在りてそのまま日本に定住をされているという方々も多分含まれている数であろうというふうに思うんですけれども、その辺は調査などはなさっていらっしゃるのでしょうか。あるいはそういう数などは把握なさっているのでしょうか。

○政府委員(股野景親君) なかなか今の御指摘の点、私もいろいろ考えたところがございます。ですが、今先生が御指摘になりました統計、これは最近の、たしか平成元年の十二月末でございすね、その時点で外国人登録をしていた方の数になりますので、御指摘のとおり日本に在りておられる中国からの留学生の方、研修生の方等がたさん含まれております。

さて、それではその中に今委員御指摘の戦前からずっと日本に在りて、そして今日ずっとその居住が継続しておられる中国の方が数としてどのくらい把握できるかという点でございますが、私もいろいろ努力してみたいでございますが、残念ながらその数というものは正確にはやはりちょっとつかみにくいので、この点については私も統計上ちょっと申し上げにくいということがございす。というのには、登録の統計のとり方が、いろいろな留資格という点ではわかるわけでございますが、その在留資格を取るに至られた経緯については、これは統計の上で出てまいりませんので、なかなかその点が難しいということがござい

ます。ただ、今委員御指摘のそういう方々たちは日本に長年居住もしておられますので、そのほとんどの方は永住資格を既に何らかの形でお待ちではないかと推定いたします。

○千葉景子君 その永住資格は現在の中で持たれているという方もいらっしゃるかもしれません。これは衆議院の参考人の皆さんからも御指摘や御意見が出たというふうに私も聞いたところなどでございすけれども、やはり中国出身の方の中にはいわゆる旧満州の御出身の方というのが相当数いらっしゃる。旧満州から来日をして、そして出入りは私も直接に私自身が調査をできませんのでわかりませんが、日本に定住をされているという方が数万人はいらっしゃるのではないだろうか、こういうふうにも言われております。

こういうところに、先ほど言ったように歴史的な経緯、背景あるいは定住性というものも日本が今本拠地になっている、こういうことなども含めて考えますと、全くこの法律から除外視する、あるいはそういう皆さんについて何らかの対応をとらないということについては大変私も遺憾な部分ではなからうかというふうに思います。さらに、例えばそのほかにも東南アジア諸国からの方もいらっしゃるかもしれないし、そういう部分についてはこの法律では含まれてはおりませんが、一体どういふふうにお考えなのか、あるいは今後何らかの御検討なりを考えていらっしゃるのか、その辺ございしたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員の御指摘の方々についての統計上の実態というものを私ども具体的にいつかみないでおるわけでございますが、相当数の数の方がおられるだろうということは、先ほどのかなりの方が既に永住資格を持っておられるであろうということから想像できるわけでございます。それにつきまして私どもなりにこの法律をつくる過程でいろいろ考えておるわけでございますが、今委員御指摘のように、日本に長いこともう居住を続けておられる、そして日本

の社会での定住性というものが大変高い、こういう方々について既に一般入管法上の永住資格を持つておられるということもありませんかと思えますが、それはそれなりに法務省当局としても従来からそういう方たちの日本における居住の実績あるいは居住歴と言っているのでしょうか、そういうものを十分勘案して、こういう方たちの日本の生活が安定的なものであるように取り計らうべきである、こういう考え方に立ってこれまでも臨んでまいりました。

したがって、この新しい法律の対象にはなりません、一般入管法上の扱いにおいては、今申し上げましたように、これまでのいろいろな過去の御縁というものを、そしてまた日本でも今定住をしておられて日本での社会に十分なじんでおられる方々、こういう方々に対しては今後の一般入管法上の扱いの上でも十分配慮すべきだと思っておりますので、繰り返しになりますが、こういう方々についても日本の社会における生活が安定的なものとして営めるように、この法律の対象にはなりません、一般入管法上の措置については十分努力し、配慮すべきものと考えております。

○千葉景子君 私、ちょっと根本的にそこは違うんじゃないかというふうに思っています。

というのは、一般入管法上でできるだけ配慮をしてというお言葉はよくわかります。しかし、先ほど申しましたように、確かに朝鮮半島については日本の国籍をむしろ強要してきた。しかしながら、日本の支配あるいは侵略、そういうことの影響を考えますと、例えば朝鮮半島であるうがあるいは旧満州州なりにおいても同じ歴史の経緯を持っている。そういうところから日本への来日を余儀なくされたという方々については、やはり同じ歴史的な背景や反省の上で同等に考えていくべきではなからうかというふうに思っています。

確かに、一般入管法上配慮をすると言いますけれども、今回の法律ではそこから一歩大きく踏み出して退去強制あるいは再入国などの問題について、やはり一般の法律とは違った特別な考え方に

立てて法律がつくられたわけですね。だとすれば、確かに一般的には配慮をするということでありまして、やはりもう一回その点を基本的な歴史的な認識に立って検討をいただく、あるいは考えていただくという姿勢が必要なんではないか、うかというふうに思っています。その点について法務大臣、そういうこれまでの反省の意も含めてお考えをぜひ聞かせていただきたいと思っています。

○国務大臣(左藤恵君) 日本の歴史の中におきまして、今お話がありました大陸、朝鮮半島、そういうところにおきますいろいろな戦前のことにつきましても反省というものは、どの地域に対しても私は同じような反省をしなければならぬものであろう、このように思います。

ただ、今回の法律のことににつきまして、日本国との平和条約の発効とこういうものが一つはあります。また、そのときにたまたま日本国籍を離脱された方、それからその子孫として本邦で出生し、引き続き本邦に在留する者、そういう方々というのを何かまとめてやりましたときには、日本国籍の離脱というものを伴わない方とは、非常に微妙なところがあろうかとも思いますが、やはり取り扱いは若干異なっております。なかなか、そういう点もありまして、本人の意思というものと全く別に国籍の離脱をさせられた方々、と子孫の方々の対象とする今回の法律とは、やはりその法律の適用は違うようにするわけでありまして、今お話がございましたように、その取り扱いにおいては在留するに至った経緯とか在留状況とかほとんど変わらないうような点も考慮して、これから法的地位を確保するための方法としては、現在御審議いただいている法律では手当てをすることができなくても、その考え方には今後とも十分同じ考えで配慮していくかなければならない、私はこのように考えておるところでございます。

○千葉景子君 それでは、次の問題点に入らせていただきます。これももう既に開かれていた部分かというふう

に思っていますけれども、今回の法案で退去強制事由ですね、これに一定の限定がなされたということとでございます。しかしながら、この内容を見ますと、本当にどういう基本的な考え方によってこの退去強制事由というものが定められたのかというのがいまひとつよくわからない。

といいますが、基本的には日本に本拠を持ち、そこがもう自分の生活の原点だというふうなことから、どうしてもこれは日本の国としてやむを得ないという意味でその退去強制事由が定められているのか、あるいはこれまでのものに若干特別な意味も含めて少し絞りをかけようという考えなのか、その点をもう一回明確にさせていただきたいというふうに思います。

○政府委員(股野景親君) この退去強制事由につきましては、現在の法案は極めて限定した内容になっております。その極めて限定した理由、これはこの法律で特別永住者としての資格を設ける方々ではあるけれども、しかし万やむを得ないと認められるような事由があるときには、これは退去強制手続の対象とせざるを得ない、こういう考え方を得ない必要最小限の事由に限定した、こういう考え方をさせていただきます。

○千葉景子君 その考えの御趣旨はわかりました。それに基づいてこの退去強制事由が定められているというところなんです、しかし今回定められている中에서도、外国の元首等に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者、これは後に条件が付けられておりますけれども、これは外国の元首等に対する何となく犯罪というものはあるわけではありませんが、外国の元首等に対する犯罪行為といふのはかなりいろいろなケースが考えられる。あるいは「無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者」、これもその後には条件はつきま

すけれども、まず基本的な範囲としては相当に広い犯罪類型に入るわけですね。そういう意味では、これは極めて限定なさったということですが、けれども、私は極めて限定されていないように思っています。

例えば、外国の元首等に対する犯罪行為というのは一体どういふことが予想されるのか。あるいは無期または七年を超える懲役、禁錮ということになりますと相当広いんですけれども、例えばこれまで退去強制などに関連をした事件などで大体具体的にどういふことがここに該当してくるというふうに考えられますか。

○政府委員(股野景親君) まず、この新しい法律案の九条の一項第三号で「外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為」ということが示してございますが、これは私どもも基本的に最初に申し上げましたように、真にやむを得ない事由という観点で考えますと、基本的には最初の第一号でもございまして、内乱、外患というふうなものも示されております。すなわち、日本の国家としての基本を害するようなそういうものという点、一つの重要な要素として考えておるわけでございます。その場合に外国の元首、外交使節あるいはその公館に対する犯罪行為というものは、その態様によりましてその国——その対象となったその元首あるいは外交使節等の本国でございまして、本国とそれから日本との外交関係というものが、大変な緊張関係を、重大な支障を生ずる、こういったようなことが起こってまいりますと、これは日本の国のまさに重大な利益というものを害する行為だ、こういう場合が考え得るわけでございます。

したがって、そういう場合というのは極めてこれは限定された場合であり、通常においてそういうことというのは想定しにくいわけでございます。が、しかし事外交、国際関係でございますと、そういう場合も法律上は想定をしておく必要があるだろうという観点で、ただいまのようなところを取り上げさせていただいているわけでございます。同じように、国家としての基本が害されるようなそういう犯罪という観点で、同じこの九条の一項第四号に「無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯

罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの」というものと同じ考え方になるうかと思ひます。そういう意味で、この限定というものが今の国家についての利益というものを基本的に据えた、したがって事例としてはもう極めて限定的なものになるということでございます。

それで、従来の、この法律ができましたに先立ちまして、これと類似の規定が日韓協定の協定に定められ、その結果としてその法的地位協定の実施に伴うところの出入国管理特別法がございまして、その中で規定で「無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者」が退去強制事由になっているという例がございまして、これは今のこの新しい法案ほどの紋りはかかっておりませんが、一般入管法に比べればぐっと紋りをかけた内容になっております。

そこで、その実際上の運用を見ておきますと、ただいま申し上げましたその項目で、日韓特別法の中に規定されている規定で実際に退去強制を行つた者の事例というものをみてみますと、日韓特別法施行後でございますが、これまでに実際に退去強制をされた者というものは十九名という数になっております。その中身を見ますと、殺人、強盗致傷、強盗殺人未遂あるいは強盗、覚せい剤取締法違反等、いろいろございまして、ですが、いずれも法の規定に従つて懲役七年を超える有期懲役に処せられた者でございまして、最近の例として、例えば殺人で懲役十五年というものに処せられた者、あるいは覚せい剤取締法違反等で懲役十年に処せられた者というものがあつたということでございます。したがって、この新しい特例法におきます事由は、従来の日韓特別法よりもさらに厳しく事由は限定をいたしております。

○千葉景子君 この第三号ですが、外国の元首等、この犯罪につきましては「禁錮以上の刑に処せられた者」ということで、執行猶予の場合も含んでいふと思ひますけれども、これはその後の法務大臣の裁量といふことが、その部分で何らか考慮されたりということはあるわけですか。

か。

○説明員(本間達三君) 今の御質問の「刑に処せられた」ということの意味でございまして、執行猶予が付けられた場合はどうかということでございますけれども、これもまた「刑に処せられた」という場合でございまして、それは含むということになるかと思ひます。

それから、後の法務大臣の方で何か考慮されるのかという御質問でございまして、それども、恐らくこの退去強制手続の中で法務大臣に対して異議を申し立てる、その手続中において法務大臣が再度その異議申し立てについて判断をして、場合によっては在留が特別に許可される場合があるのかという御質問だとすれば、法律の道といたしましてはそういう道も開けているというふうに考えております。

○千葉景子君 幾つかの質問をさせていただきますけれども、最終的には「法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの」という紋りがされるわけですね。これは「外交上の重大な利益が害された」と認定されるかどうか、そこは後は法務大臣の御裁量ということになるんだらうと思ひますけれども、ここはどういう基準といふか、この「外交上の重大な利益が害された」というところについては相当な厳格な基準とかあるいは考え方というところを持っていただかなければいけないというふうに思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○説明員(本間達三君) 法務大臣が認定するに当たりましては、当然のことでございますけれども、当該犯罪行為がどういふ目的で、どういふ態様で行われたのか、またその結果としてどういふ結果が生じたのかということももちろん当然考慮に入らなければなりませんし、また最も重要な点ではございまして、その犯罪によつていふゆる国家の機能といふことが、最もこれは国家の重大な要素でございまして、そういうことも影響を受けたのか、支障を及ぼしたのかとい

つた影響の点、さらにその犯罪を理由にいたしまして諸外国からどのような反応があつたかといふ点、あるいは我が国内の政治、経済全般に対してどのような影響があつたか、諸外国がその行為によつてどのような反応を示し、我が国に対してどのような不利益な行動を起こしたか、そういった総合判断のもとに国の重大な利益が害されたかどうかといふことをやはり判断していかなければいけないのではないかと、このように考えております。

○千葉景子君 午前中はここで終わります。

○委員長(矢原秀男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(矢原秀男君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法案を議題とし、質疑を行います。

○千葉景子君 午前中に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

まず、指紋捺捺制度につきまして伺ひをさせていただきます。

これは、日韓の交渉によりまして、この指紋捺捺制度についての廃止ということが合意をされていくところでございますが、これについてはそれにかわる代替の手段、制度、これを検討するということになっていくわけでございます。その検討状況、それから大体その用途、どのように考えられていらっしゃるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 指紋捺捺問題につきましては、委員御指摘のとおり、本年の一月、海部総理が訪韓をされました際に日韓両国間で確認された事項がございまして、それが両国の外務大臣が署名をした覚書に記載されております。その中

で、指紋捺捺の問題につきまして、その代替手段というものを開発していくということを日本政府として明言をいたしておるわけでございます。

この指紋捺捺にかわる手段というものは、本来指紋捺捺がその本人が本人であるということを特定するための手段として意味を持っております。ことにかんがみまして、指紋捺捺にかわる手段もそれと同様の意味合いを持つものとして考えているわけでございますが、指紋捺捺よりも当該外国人にとつて心理的負担の軽いものということについて、今具体的な手段を検討しております状況でございます。

現状はまだこの代替手段についての開発の途中段階でございますが、現在その途中段階の状況を申し上げますと、指紋捺捺にかわる具体的な手段として、写真、それから署名及び外国人登録に家族事項というものを加味するということ、これを中心に検討をいたしております。

何分にもまだ開発途中でございますので中途の段階でございますが、写真について申し上げますと、本人であるかどうかということとをきちんとして確認できるような鮮明な画像が得られるような方法ということを中心に、今合理的な方策というものを検討中でございます。

それから、署名も同じく本人を特定するための一つの手段と考へていくわけでございますが、これについても具体的な方式がいろいろまだ検討すべき事項がございまして、今は多角的な検討をさらに進めているところでございます。

第三番目の外国人登録に家族事項を加味するという点につきましては、例えば父母、配偶者、それから子というふうな人の氏名、それから生年月日、続柄、こういうものを登録原票の上で記載をしていく、こういうことで検討をしていくわけでございます。

したがって、今の状況でまだ具体策は固まっておりますけれども、先ほど申し上げました日韓両国間の本年一月確認されました事項を記した覚書の内容に基づきまして、ことしの一月の時点か

ら数えて今後二年以内に指紋押捺にかわる措置が実施できるように所要の改正法案を次期の通常国会に提出させていただくことを一つの目標といたしまして、現在その開発を鋭意進めているところでございます。

○千葉景子君 二年以内に実施ということでございますので、早急な検討が必要になろうというふうに思います。

ただ、これは廃止ということが決まりました、そして二年以内に実施をするということですので、そのいわば二年という間、これについては、廃止は決まったけれども次の手段がないという非常中途半端な時期といってもいいわけでございます。これについては、もう既に近い将来、指紋押捺というのが廃止をされるということが見えてくるにもかかわらず、この間というのは場合によっては指紋押捺を強制されるといいますか、その時期にかかるといわれるわけですね。しかも、この間に押捺をさせられるという人は十六歳という青少年という方も多いわけでございます。そうなりますと、できる限り早く代替手段を考えるにしましても、それまでの間何らかの措置を講ずる必要はないのだろうか、こういうことを私はどうしても考えるところなんです。

特に、これまでも指紋押捺につきましてはさまざまな反対の意見もあり、あるいはそれによる心理的な非常に圧迫感あるいは差別感、さまざまなものがございました。それがまあ何とか今回の交渉によりまして廃止をされるというめどがつき、それが目の前に来ている、そういうときに新しくまた指紋を押さなければいけない。それが例えば一年ずれたらそうしなくても済むというふうなところにかかるといっていいわけ、そういうことを考えますと、この間何らかの方策を講じなければいけないのではないかと思います、法務省としてはそこはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の点、これは在日韓国人の方々についてこの問題を韓国側との間

でいろいろな話し合いを積み重ねてまいりました。その際に二年という日本側の一つの基本方針を示すに關連いたしまして、委員御指摘のように、非常に近い将来にその時期が来ている。それではそれまでの間どうするかという問題についてもいろいろな角度から日本政府内部でも検討いたしましたし、また韓国側との間での話し合いでもその問題が提起された経緯がございます。その中におきまして、我々関係者として非常に難しい問題としていろいろな角度から検討いたしましたんですが、基本的には指紋押捺が本人を特定するための方法としての意味があるもので、それにかわる措置というものがなく本人を特定するという状況があるもので、それがすなわち指紋押捺にかわる手段ということを開発されないままに何らかの中間的なことを考えるということがやはり難しいということの結論に達した次第でございます。

そこで、政府としては、本来の指紋押捺にかわる措置をできる限り早く開発して、そしてこれを実施するということによってこの問題の解決を図りたい、こういうことにはいたしましたので、それまでの間に、先生御指摘のように、確かに一定年齢に達した方が指紋押捺をしていただくという法的な規定がございますので、それにつきましては法律がこれは現に有効な法律でございますので、その趣旨をよく御理解を願って、その法律の趣旨は趣旨として尊重していただくように政府としても関係方面の十分な御理解をいただく、こういうことで対処いたしております。その意味で、いろいろ私どももこの点については一生懸命努力をいたしましたのでございますが、結論はただいま申し上げたようなことになっております。

そこで、この問題について、指紋押捺について問題を感じられる方もあるということも私も承知しておりますが、そういう方に指紋押捺というものの点についての現行法がやはり有効な法律としてあるという点にかなりみての法の趣旨というところに十分理解を願うように、関係方面に対する法

務省当局としての指導ということも重視するという意味での法の趣旨の理解ということについて力点を置いて取り組み方で当面臨んでまいりたいということにいたしております。

○千葉景子君 確かに現在の法がそのまま生きていくわけですので、そのお答えというのとはわらないでございます。ただ、同一性の確認の手段といえますと、今代替手段として検討なさっているということとでございまして、署名だけれども、その中には写真とかあるいは署名であるとか、そういうことも含めて検討が加えられているということでございます。一般の私たちの今行われている社会の中のさまざまな制度の中でも、例えば車の免許証ですね、これなども写真を使用している一定の同一性の確認をしている、こういうこともあるわけ、これも決してそれで困ったというふうなことも別に聞くことはないわけでございます。

そういう意味では、やはりもう廃止が決まった二年間というのは、例えばそういう写真等での判断をするとかさまざまな手段というのはいくらも思えばできることではなからうかというふうなふうに思っています。全く指紋は押さない、何にもしないという意味ではありませんが、やはり何らかの一定の制度、あるいは手段を講じながら、これまでそれだけ本心に心理的負担になり、いろいろな屈辱的な思いもしてきた皆さんに少しでもそれを早く解消するという手段をこの間講ずることができないのだろうか。特に十六歳という若い皆さんにせいかく希望といえますか、明の道が開けてきたわけですから、それを何とか早く適用できるようになそういう道を開いていくということが、やはり人道的にも、あるいは人権保護の面からも必要なことではなからうかというふうに思いますが、その点で何か一歩踏み込むということではできないでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の点も私も内部で本心に真剣に検討いたしました。現在の法律が有効であるので、もしこれについて例えば二年の間の期間に何らかの措置をとるといたします

と、基本的にはやはり法改正が必要になってまいります。その法改正の措置をとるというために、この指紋押捺にかわるものが何らかのことに一つの代替措置として考えられなければならないということが基本的にはまた議論の中で出てまいりまして、結論的には、この法改正をするということであるとすれば、これは本来のこととして一月に日本と韓国の間で確認されたこの方針というのに基づいて努力を進めていくことが基本的な一番実際のな対処方針であらうという結論になったわけでございます。したがって、これはできるだけ早くとにかく開発を急ぐということに最大限努力をする、そういう意味で現在その努力を急いでおります。

また、その結果を法律案の形で国会にお諮りをさせていただきたいと存じておりますので、もうしばらくの間でございますので、その間についてぜひ今ある現在の法律は法律として尊重されるよう関係方面の御理解をいただきたいと考えております。

○千葉景子君 そうなりますと、少なくともその代替の手段がない、現在の法律を施行せざるを得ないということとでございまして、例えば指紋押捺をどうしてもこれは私はできないと拒否をするような方について、できる限りのやわらかな心情的な、その思いというものを受けとめていただく必要があるだろうというふうに思います。

そこで、私はこの間少なくとも指紋押捺拒否が出た場合には、いろいろな説得などはきつとされるのかとは思いますが、できる限り告発などがかかれないように、そこをやはり法務省としてもきちっと配慮するような指導というものを各自治体などになさるべきではなからうかというふうなふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘のこの関係者の心理的な負担ということを考えていくということが、現在の指紋押捺にかわる手段の開発の中の一つの要素でございます。他方、法は法としてこれ

は守つていただく必要がある、こういう観点から、心情的に指紋捺捺についてどうしてもこれに應ずることに納得がいけないという方々について、法務省としてはいろいろな事情を考えた上で基本的に法の趣旨を理解していただくというその面での対処の仕方ということに力点を置いていくということと臨んでおる次第でございます。

○千葉景子君 それでは、少なくともそういう指紋捺捺拒否などがあつたときに、法務省として例えば市町村などに対してそういう場合には告発をしないとかすべきであるとか、特別にそういうことをなさるといふようなことはありませんでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) ただいま申し上げましたとおりでございます。市区町村側に対しまして法の趣旨について指導をしていただくということに力点を置いて法務省としても指導をしていくということでございます。

○千葉景子君 警察庁にお伺いをさせていただきます。たいいんですけれども、この指紋捺捺が廃止をされるまでの間、確かに現在の法が生きておりますので、全くその法を無視するということは警察当局としてもできないだろうという気はしますけれども、例えば指紋捺捺拒否に関する捜査などについてどんな態度で臨まれようとしているか、警察庁の方のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○説明員(斎間蔵君) さきに行われました日韓首脳会談の際の覚書に定められました対処方針、これを踏まえまして個々の事案の内容に従ひまして今後とも適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○千葉景子君 多分今のお言葉の行間にじみ出ているものをぜひ配慮いただきたいというふうに思うところでございます。

さて、この指紋の問題は今後早急に代替手段を開発するというところでございますが、一つちょっと今大きな問題になっております子供の権利条約、そのことに関連で問題がないかどうかお尋ね

をしたいというふうに思います。

まず、子供の権利条約、この間いろいろな議論がなされているところでございますけれども、外務省にきていただいていると思いますが、この子供の権利条約、一体今どんな検討状況になっているのか、そして今後の批准などの時期についてめどがつかれているのか、そのあたりを外務省にお尋ねさせていただきます。

○説明員(角崎利夫君) お答え申し上げます。

今お尋ねの児童の権利条約でございますが、現在できるだけ早期に締結できるように最大限の努力を行っているところでございます。

具体的作業といたしましては、本件条約の各条文の定める権利義務の内容と我が国内法令との関係につきまして引き続き詳細な検討を行っているところでございまして、国内法の改正の必要性の有無につきましても現在検討中でございます。

○千葉景子君 この子供の権利条約については、私たちも検討させていただいていっている中ではかなり国内法の改正等の準備も必要なのではなからうかというふうに思ふんですが、これまで余り子供の権利条約批准に向けて法改正などは御提起をいただいていないように思われますけれども、これはいかがなんでしょうか。法改正などなくて十分この権利条約批准に向けていけるとそう考えていらっしゃるのか、あるいは一定の法改正などを今検討、準備をなさっているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○説明員(角崎利夫君) 法改正の必要性の有無につきまして、関係各省とともに現在検討しておる中でございまして、今の段階で確定的なことを申し上げる段階ではございません。

○千葉景子君 それでは、この指紋などにかかわる部分で、私も一点これは法改正なり検討していただく必要があらうかと思う部分なんですが、権利条約の二条、差別の禁止を規定している部分でございまして、これは子供についてさまざまな社会的な事由によって差別をしてはならないというこ

とが規定をされております。

その中で、外国人登録法による指紋の押捺、これは現在では十六歳になると指紋捺捺が強制されるということになるんですが、これは国内の同じ年齢の青少年、子供と言つていいんでしょうか、と比較をいたしまして、この平等原則あるいは差別禁止の規定にやはり違反するおそれがあるのではないかという思いがいたします。その点については一体どう考えられているのか、あるいはそこ点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員御指摘の児童の権利に関する条約の第二条第一項に一定の事由を掲げまして、そういう事由等にかかわらずいかなる差別もなしにこの条約に掲げる権利を尊重すると、こういう内容になっております。

そこに掲げている事由に、例えば人種であるとか皮膚の色とか性、言語、宗教、政治的意見と例示がございまして、こういうようなものについての差別の取り扱いを禁ずるということがこの二条の趣旨であると考えておりますが、御指摘の外国人登録法でのこの指紋捺捺に関する扱いを含めまして、外国人登録法の規定は今御指摘の第二条のこの条項で取り上げられているような事柄で差異を生ずるといふような規定は私どもないという立場でございまして、したがってこの児童の権利に関する条約との関係で外国人登録法の条項が抵触するようなことはない、こういうふうに考えております。

○千葉景子君 これは必ずしも私と意見を同じくするところではないわけではございますが、これは非常に指摘をされている部分でございまして、また機会を見て改めて話もさせていただきたいというふうに思ひますが、これは国籍によって取り扱いを異にするという意味では、やはりこの差別条項、平等原則というところに私は抵触するおそれ十分あるのではないかとこのように思ひます。今後のまた御検討をお願いしたいというふ

うに思ひます。

さて、この外国人登録法、その間生じているわけでございますけれども、常時携帯につきましても一応登録法がこの間そのまゝ生きていくということになりますと、常時携帯の義務、それに関する刑事罰というものがそのまま残つていくということになります。したがって、この点についても今後やはりこの交渉の経過あるいはこれまでの経緯等を考えまして、十分な配慮をいただきたいと思ひます。特に覚書におきまして、常時携帯にかわる解決策というのをご検討すべきことになっております。これについては一体どういふ検討がなされているのか、ございましてらお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) ただいま御指摘の今年一月の日韓の両国間で確認をされました事項を盛り込んだ覚書の中で、「外国人登録証の携帯制度については、運用の在り方も含め適切な解決策について引き続き検討する。同制度の運用については、今後とも、在日韓国人の立場に配慮した、常識的かつ弾力的な運用をより徹底するよう努力する」というような形で両国間の確認がなされておるわけでございます。これが現在私どもの入国管理局としてこの問題について検討を行っている基本的な立場でございます。

したがって、今後の検討の中に、まさにその運用のあり方も含めた検討を行つておりますが、そのためには広く関係の情報というものがしつかり把握する必要がありますので、この問題についての諸外国の制度の状況というふうなものも踏まえ、また今後のこの制度の日本におけるあり方ということについても考えるというふうなことも含めまして、非常に多角的な見地から現在検討を続けているという状況でございます。

そしてその際、ただいま申し上げましたように、運用についても従来から既に常識的かつ弾力的な運用ということに心がけてまいつたわけでございますが、運用面での今後のそのような常識的かつ弾力的な運用の一層の徹底ということも、今

後の検討策とあわせて努力をしていかなければならぬ点だろうと考えております。

○千葉景子君 これは従来からも指摘をされているところでございますが、常時携帯というのは極めて一般の社会生活にはふさわしくないといえますか、かけ離れた現状にあるわけでございます。

要するに、いざというときに、私はこういう者で、ちゃんとこういうものを持っていきますよというところがわかれればいいわけでして、それを本当に隣へ行くときも持っていかなければいけないというようなことは極めて不合理なんです。これは先ほどの御答弁にありましたように、常識的かつ弾力的な運用というように、当然配慮はされていることだと思いますけれども、やはり日本の制度でも別に住民登録票が備わっていれば、いざというときに使えるというようにすることもあわせて考えますと、むしろ早急にこの辺は解決策というのを打ち出していただく、それも早く考えていただくという必要があるんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、今検討されているということとでございませうけれども、これもずっと検討していただくだけでは困るわけで、できるだけ早く何らかの形で法改正あるいは実施をしていくような方向づけをしていただきたいと思いますが、その辺のめどというのはございますか。

○政府委員(股野景親君) この外国人登録証の携帯問題につきましては、従来もいろいろ御議論いただいております。

基本的には、外国人登録証の携帯ということについて、これはその外国人の方が即時的に御自分の身分関係というものを明らかにする手段としては、なかなかその携帯ということにかかわっての効果的な措置というものが、そう簡単には出てこない。非常に手堅なもので、かつすぐに身分関係が把握できるという点での効率という点はなかなかやはり大きなものがございします。他方また、今我々入国管理行政を預かる者としていたしまして、所定の法律上認められた日本における在留の期間と

うものを不法に超えて、不法残留する外国人の数が最近非常にふえている。その意味での対処方針ということもひとつ考えなきゃいかぬ。こういうようないろいろな難しい問題でございます。

他方、先般来、この問題についていろいろ御議論いただいている中で、この常時携帯ということが当該外国人の方にとって負担になっている面をどういうふうにと緩和していくか、こういう点も検討しなければならぬことだろうと思っております。なかなか今すぐにごうだというような方針がまだ打ち出せるところまでまいっておりませんが、しかし今申し上げましたようないろんな要素を十分考えて、かつ既に日本と韓国政府との間で在日韓国人の方について一定の方向というものを明言しているわけでございますから、それを踏まえて、これも検討に鋭意努力を進めていかなきゃならぬ、こういう心構えで臨んでおります。

○千葉景子君 さて、指紋押捺につきましては、今後これが廃止をされ、新しい代替の手段、制度が講じられる際、既に押捺をされています資料、この取り扱いについてはどう考えられておりますでしょうか。登録原票あるいは指紋原紙などについては、これは廃棄をするというようにすることで考えてよろしいんでしょうか。その点についてはどうお考えになっていらっしゃいますか。

○政府委員(股野景親君) 今御指摘の、まず登録原票というものは各市区町村で現在保管されております。他方、指紋の原紙はこれは法務省において保管をいたしております。

さてそこで、今度現在私どもが取り組んでおります指紋押捺にかわる制度が開発され、法律上の措置として国会で御審議をいただき、御承認をいただきました後に、新しい指紋押捺にかわる措置が実施されるという段階がいずれ参るということを私ども心から願っておりますわけでございしますが、そういう段階におきまして、それじゃ既に押捺されている指紋が記録されている登録原票と指紋の原紙の扱いをどうするかということ、これも実は今の指紋押捺にかわる手段の開発を含めまして外国

人登録制度全体についての検討を今行っておりますので、その制度全体の検討の中で、今保管されている指紋の今後の取り扱いのことについても検討するというところにいたしております。したがって、今後の検討課題ということになっております。

○千葉景子君 今後の検討課題では当然あるかと思ひますけれども、やはり少なくともこの指紋については代替の手段が講じられる、それによって同一性の確認なりもできるといふ段階になるわけですから、やはりこれまでの指紋、これは先ほども言いましたように大変な差別的な扱いであり、そしてそれによる大変な心理的な圧迫などもある中で押した指紋でございます。そういう意味では、同一性の確認ができる以上は、こういう指紋というものは原則として廃棄をするというのが私はやはり筋ではなからうかというふうに思っております。そのやり方というのはいろいろあるかというように思うんですが、その方向でぜひ検討を加えるべきではなからうかというふうに思いますが、いかがですか。そういう方向で検討いただけませんか。

○政府委員(股野景親君) この指紋問題につきましてはいろいろ幅広く私どもも御意見を伺いながら、今後一番いい対処方針というのを打ち出していこうと思っておりますので、いろいろ御意見をよく承りながらしっかりとした方針を考えていきたいと思っております。

○千葉景子君 それから、それとちょっと別ですけれども、使用済みの外国人登録証明書などは既にこの間さちと廃棄をされているんでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 御指摘の使用済みの外国人登録証明書は順次廃棄をいたしております。

○千葉景子君 この法案につきまして、法律の内容容、それから覚書に記されているさまざまな諸点についてお尋ねをさせていただいた。ぜひこの法律のみならず、午前中に話をさせていただきまして、やはり歴史的な経緯なども踏まえて今後の検討をできるだけ早く、そしてまた納得できるような形で進めていただきたい、その要望をいたしました。別な問題に入らせていただきます。

実は、既にこれは午前中の質問で北村委員の方から指摘があったかというふうに思うんですが、私も、つい先日、松戸のOL殺人事件と一応呼ばれてしましよう。この無罪判決が東京高裁で出されました。これについてはもうさまざま報道などもなされておりますので、私ども内容がほぼわかるところでございしますけれども、ちょっと最高裁の方にお伺いしたいと思ひます。

この判決の概要、特に今回は無罪に至る理由の中で、自由の任意性というものが非常に取り上げられているところでございます。そういうものも含めて、この判決の概要というのをちょっと御説明いただけますか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) まず事案の概要でございますが、昭和四十九年の七月、国鉄の馬橋駅にたまたま下車いたしました被害者、女性、十九歳でございします。これを姦淫しようとして、所携の包丁様の刃物で脅迫した上同女を姦淫し、自分の犯行を隠すために同女が着用していたスカートのつりひもで絞殺したという事件。ほかに常習犯犯と同居侵入、強姦の事件がございします。

それで、この常習犯犯犯、強姦等の事件につきましては、このたびの高裁の判決でも有罪というところになりました。懲役六年という刑が下っておりますが、さきに述べました殺人事件の方につきましては、被告人の別件起訴後の自由にはその任意性に疑いがあり、またその信用性にも疑問があるというところで無罪という判決になっております。

○千葉景子君 今概要を説明いただいたわけなんですけれども、やはり自由の任意性、信用性というところに大変重点が置かれた判決でございします。これは、内容を検討いたしますと、百八十二日

○千葉景子君 お答えはよくわかりますけれども、ただこれは捜査に対するかなりの警告であらうというふうにいるんですね。そういう意味では、今のお答えはお答えとして受けとめておきましても、厳しく反省をしていただく、そういう

さなければいけない、そういうことではなからうかというふうに思います。

今回の判決を考えましても、先ほど申しましたように、そのほとんどが警察の留置場である、勾留中ですね。こういう問題点を考えますと、やはり

まず 第五条の立法の必要性といひましようか、第五条をつくる必要性、言いかえるならば第五条の対象となる人たちが果たして今どのくらいいらっしやるのか、またどうしてもこれをつくつ

ういうふうに現在考えております。

○中野鉄造君、それはわずか千人ぐらいではあつてみても、そうしますと第四条によるところのよき住許可、この人たちは自分の住む市区町村の役員

に行つて簡単に申請をすることが出来る。しかし第五條の人たちは、今は数はわずかでございませうけれども、その人たちはわざわざ地方の入管局にまで足を運ばなくちゃいけない。こういうような差異が出てくるわけです。市区町村の役場と入管局の職員の数あるいはその場所、官庁そのものの数というものが非常に異なっているわけですから、そういうような四條の対象者、五條の対象者、その人たちに時間的あるいは肉体的に非常に差がある。だから、これをどうして一緒にできないのかという気がするわけなんです。その点いかがでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 委員たゞいま御指摘の第四條による特別永住許可を受けられる方たちは確かにこの法文の中で市区町村に許可の申請をする、その手続をとることができるようになっておりまして、それに比べて実際の取扱窓口が数の上ですと限られていて、地方入国管理局の窓口においていたたかなければならない第五條該当者との間での違いというものは、確かにそういう面では窓口が限られているという違いがあるわけでございます。

この点、実はこの第五條の該当者の方々が今日本に在留しておられることについての在留の経歴の記録、こういうものがこの第五條の該当者であるかどうかの判定の基礎になります。そういう記録は、これはこの方たちについては一般の外国人と同じ在留資格という形を持っておられますので、入管局で今までの日本における在留歴というもの、その記録が確認されないとその該当者であるかどうかの判断ができないという事情がございします。市区町村ではそのような記録がございせんので、やむを得ずその点について地方入国管理局においてをいただくという取り扱いにしたわけでございます。

ただ、御指摘のような御本人の負担ということも考えまして、この方たちについてすぐに申請の手続をとっていただくということにしましなくとも、この方たちは在留期間というものを保持して在留を

しておられますので、その在留期間の更新期が来るというよみなときにはおのずと地方入国管理局で手続をおとりになる時期が参りますので、例えばそういうようなときに地方入国管理局で手続をとっていただくというようにすることも可能でございします。そういう点も我々として配慮して対応をしていきたいと考えております。

○中野鉄造君 次に、この日韓覚書、ことしの一月十日に締結されたこの覚書の一審最後の方ですが、「教育問題については次の方向で対処する」というのがございまして、その次の四番、五番に「公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ」ということが掲げられておりますが、この「合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解」の「差異」ということ、またその「法的見解」、こういうようなものの中に先ほどから論議されております指紋押捺、あるいはそれにかかわるべきものとかそういうものも入るんじゃないか。

○説明員(小野元之君) お答え申し上げます。日韓三世協議におきます覚書の結果で、「公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解」という部分でございします。これは私も、いわゆる我が国の政府が従来からとっております公務員に関する当然の法理を指すものというふうに考えております。したがって、教員でございしますとか地方公務員の任用等の、公務員を任用する場合に公務員に関する当然の法理の運用としてこの規定は置かれていたものというふうに理解しているわけでございます。

○中野鉄造君 だから、この「合理的な差異」ということについて、指紋押捺等もこれに入るかというのを聞いています。

○政府委員(股野景親君) たゞいま御指摘いただきました条項は「公務員任用に関する国籍による合理的な差異」、こうなっておりますので、事項が公務員任用というところに特定されておりますので、その意味で一般的な国籍による取り扱いの

違い等、意味合いはそういう広いものではなくて、公務員任用についての特定された事項、こういうことと理解しております。

○中野鉄造君 そうすると、地方公務員への任命あるいは教職員の採用ですね、これらについては今どのように対処をされようとしておりますか。

○説明員(小野元之君) 私ども文部省では教員の採用問題について所管しているわけでございします。この点につきましては、いわゆる日韓三世協議におけます覚書による決着を踏まえて、文部省といたしましては先般、三月二十二日に文書で各都道府県と指定都市の教育委員会に対して指導したところでございします。

具体的中身といたしましては、平成四年度の教員採用試験、これはことしの大体七月ごろ行われるわけでございしますけれども、平成四年度の採用試験から在日韓国人を初め日本国籍を持たない方につきましても教員採用試験の受験の道を開くということ指導をいたしております。そして試験に合格した方につきましては、いわゆる任期を付さない定年まで働ける常勤講師という形で任用いたしまして、身分の安定を図るとともに待遇についても配慮するよう各都道府県を指導したところでございします。

○中野鉄造君 それと、この覚書の一審最後に、「地方自治体選挙権については、韓国政府より要望が表明された」というありますけれども、これはどういった内容で、それに対する対応はどういうふうになされていきますか。

○政府委員(股野景親君) 本件につきましては、実は私も法務省側の直接の所管事項でございせんので、私もとしまして受けておる理解という点で申し上げたいと思つて、基本的にはこの地方自治体の参政権ということについて国際社会でもいろいろ現在御議論がある、そういう中にあって在日韓国人の方々が地域社会の住民として日本で居住生活をしておられる中で、日本の地方自治体の選挙ということについて道を開くというのを在日韓国人の方々の間で要望する動きが

いろいろある。こういう声を踏まえて韓国政府側からそういう問題についての日本側の考え方を尋ねる、こういう場面があったというふうに理解をしておりますので、そういうことについて韓国側が在日韓国人の方々のそういう気持ちというもの、それを踏まえた一つの意見表明を行ったものと、かように理解をいたしております。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 まず最初に、先ほども議論がありましたが、二十三日、東京高裁が言い渡しました宮田早苗さん殺害事件、略称松戸O.L殺人事件と呼ばれているようでございしますが、これに関連をして大臣の所見をお伺いしておきたいと思つてあります。

〔委員長退席、理事中野鉄造君着席〕
ことしの三月に大阪地裁の堺支部でも女児殺害事件に関連をいたしまして無罪判決が言い渡されて、警察における長期拘禁のものと自供に重大な信用性、任意性についての疑いがあると無罪の判決が言い渡されました。いわゆる代用監獄の弊害がかねてからの一連の無罪判決に加えて大きく浮かび上がったわけでありまして、それが二十三日、東京高裁の松戸O.L殺人事件で改めて今日の日本の刑事裁判における重大な問題として浮かび上がってきたわけでありまして、とりわけこの高裁判決は大臣等も御検討いただいております。また、捜査と留置の業務を明確に区別しないところから、まさに捜査の手のうちに留置業務をのせて長期間にわたって繰り返した執拗な取り調べをやったというところの中で、代用監獄の弊害が改めて指摘をされたわけでありまして。

私は、捜査を担当する警察はもちろん、検察庁も、また法務大臣としても謙虚にこの判決は受けとめて検討していただくに値する重大な問題だと思つておりますが、まずその点の御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(左藤恵君) この松戸O.L殺人事件のことにつきましては無罪の判決が出たわけござ

います、これについて上告するとかいろいろな問題については私から意見を述べることが差し控えたいと思います。

代用監獄制度につきまして今いろいろお話ございましたが、昭和五十五年十一月の法制審議会の答申で、その設備及び管理機構の改善等に努めるべきであるという一つの御指摘がございました。しかし、現実問題としては代用監獄を今すぐ廃止するというわけにはいかないというような状況でございます。そういうこともありますので、具体的な事件の捜査の処理に当たりましては、こうした今の判決で御指摘されたような自白の強要というふうなことが行われるということがあってはならないわけでありまして、そうしたことのならないように十分検察当局をして指揮監督させなければならぬ、まずこの問題はこういうふうにか考えるところでございます。

いろいろそういった御意見の問題があります、今国会におきまして既に刑事施設法も提出いたしておりますので、こうしたことはこの代用監獄制度は一応そういうことで存続を認めた法制審議会の御答申という趣旨もありまして、そうしたことで御提案いたしたところでございますけれども、今のこういった御趣旨の点につきましては、まず代用監獄の運用の問題について我々十分考えなければならぬと同時に、この法案のことにつきましても国会でこれから御審議をいただきたい、このように考えておるところでございます。

○橋本敦君 捜査の点で厳しく運用等の面でも反省的に検討すべきだという御意見はわかりました、この判決が指摘しておりますように、まさにこの代用監獄と称されるそのところが偽りの自白をつくり出し、裁判における真実解明を妨げ、重大な人権を侵害するという温床になっているというところに弊害の根源があるわけでありまして、したがって、単なる運用によってこの弊害が根絶できるのかという点になりますと、これまでの数多くの冤罪事件、今日まで続いているという実

態を見ましても、やはり代用監獄の廃止ということが我が国刑事司法における公正さを、あるいは人権を擁護する上での基本的な目標でなくてはならぬのではないかと、私には強く思っているわけでありまして。

とりわけ、この事件で判決が指摘しておりますような内容を見ますと、まさに心胆寒からしめられる思いがするわけで、長期間にわたる警察勾留の中で捜査員が一々細かく看守役に命じて報告をさせる、そして被害者の位牌まで持ち込んで被疑者に詰め寄っていく、そしてまた空腹と寒さを立て続けに訴えねばならぬようなそういう状況に被疑者を置いてそれで取り調べを続行する、これはまさに言ってみれば拷問に等しいわけでありまして。そういうことが行われていたという事実が公正な裁判所の判決によって指摘されたということとは、まさに代用監獄の弊害たるものの実態がいかにひどいかということをはっきり示しているわけでありまして。

そういう意味で、今大臣は国会での審議と仰せられましたけれども、基本的には代用監獄の廃止を目指して、むしろ廃止ではなくてそれを存置することを合法化するような拘禁法はこの際改めて撤回をして、政府としては今大臣がおっしゃった厳正な運用の改善も含め、そしてまた拘留所の増設も含めて長期的な展望でどう対応していくか、改めて検討すべきときに来ているというように私は思うのですが、重ねてその点、大臣の御意見はいかにかお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(左藤恵君) 確かに、今のお話のような代用監獄に留置して長期間いろいろ連日にわたって取り調べをする、そしてそのことから自白の任意性というものに疑いがかかってくる、こういうことはこれは言ってみればあってはならないことだと私はそのように思っています。

そういう意味で、代用監獄というもののについてのいろいろな問題があるわけでありまして、けれども現実の問題としてそうしたことをすぐに廃止するということがなかなかできないということもあり

ますので、そうしたことを考えますととにかくまず我々考えなければならぬことは、この中で、代用監獄でそういう自白の強要が行われることにならないようなまず運用を真剣に考えなければならぬ、このように考えるところでございます。

○橋本敦君 日弁連の方も今直ちに廃止ということを決断して言っているわけでございますので、新聞等でも大臣もごらんのように、二〇〇〇年をめどに廃止しようではないかという提言をいたしておりまして、それまでの間の運用の改善としていろいろなことを具体的に提起をしておるわけでありまして。

例えば、少年や女子は拘留所に入れることを原則として代用監獄に入れないようにしようではないかと、また、重大犯罪について否認をしている事件は代用監獄を使わないようにしようではないかということとか、それからさらには捜査担当官との関係では、捜査担当官は留置業務に従事してはならないということも厳しくして、こういったことについて法務大臣が報告を受けたりあるいは意見を述べたりするようなそういうシステムを暫定的に行いながら廃止を目指していかうという提言をしております。

私は、これはプロセスとしてそれなりに合理性があるし、また実現を目指して努力する可能性、また合意が得られる条件もあると思っておりますが、こういった日弁連の提言もこれあり、法務大臣としても法務省としても、国会に法案を出したからもうそれで協議をしないというんじやなくて、引き続きこの問題について日弁連との協議も重ねていただくようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(左藤恵君) 御意見を十分私も伺っていきたく思いますし、今のお話のこれから長期的なこれに対する考え方というものをまとめる上からもまた御意見を伺っていかねければならぬ、このように思っております。

○橋本敦君 それでは、法案に入らせていただきます。

法案について基本的な考え方ということをお前提としてまず問題にしておきたいのでありますが、それは基本的にはこの特例法案をつくってきた歴史的な背景の中にあるのは何か。それは言うまでもなく、日本が過去において朝鮮に対する不当な植民地支配をやってきた、そういうことへの歴史的反省が一つはある。そして、そういう日本の植民地支配の中で朝鮮の皆さんに対するいわれのない差別感を助長し生み出してきたという、そういったことについても政治的な面で責任が日本にあるという歴史的状況がある。そういったことを基本的反省するというのがこの法案の背後にきちっとなくてはならないのではないかと、私には思っておりますが、大臣の御見解はいかがでしょう。

○国務大臣(左藤恵君) 今お話しのように、これまで日本政府としてもしばしば機会のあるたびにそういうことを明らかにしてきておりますが、過去におきまして我が国が近隣諸国の国民の皆さんに多大な苦痛、損害、いろいろなものを与えてきた、こういうことを考えましたときには、当然に今お話のありましたそういうことを自覚し反省して、二度と繰り返しては行かないということを決意しなければならぬわけでありまして、そうしたことで平和国家として我が国が戦後進んでまいりました中にそういった反省があつて、初めて平和国家として生きていく具体的な展開が生まれてくるわけであらう、このように考えます。そうしたことで今後ともこの立場を確固不変のものとして、あらゆる問題について対処していかなければならない、このように考えるわけでありまして。

○橋本敦君 この特例法で「特別永住許可」ということが第四条で出てくるわけでありまして、この皆さんについて言うならば二世、三世で考えてみますと、実質、生活環境からいってもあらゆる面からいっても日本人そのものと変わらない状況の人たちがたくさん出ているという現状があるわけですね。そういう点を国籍という点で考えてみますと、血統主義をとっている我が国としては、

これは国籍は当然問題にならないんですが、世界でも出生地の生地主義をとっている国がある。もしも、生地主義をとるならば、二世、三世の人は当然日本の国籍も取る資格を持っている人たちというように見ることもできるわけですが、そういうような見方というのは成り立ちますか。

○政府委員(清水濯君) 在日韓国・朝鮮人の国籍

○政府委員(清水湛君) 在日韓国・朝鮮人の国籍についてのお尋ねでございますけれども、御指摘のように我が国の国籍法は原則として血統主義をとっているわけでございます。そういうことのため、日本で生まれたから韓国人の子弟が当然日本国籍を取得するということにはならないわけでございます。しかしながら、御指摘のように在日韓国・朝鮮人の多数の方は日本で生まれ、日本の社会の中でもうほとんど日本人と全く変わらないような形で生活し、成長してきたという経緯があるわけでございます。そういうような事情を私ども十分しんしゃくいたしまして、これらの方々が日本国籍を取得したいということで帰化を希望する場合には、できるだけ速やかに帰化を許するという方向でこれまでも帰化行政を進めてきたところでございますし、今後ともそのような方針で臨んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○橋本敦君　少し論点が先へ進んだようでありませんが、今帰化という問題が局長の答弁に出てまいりましたので、その点に論点を移してもよろしいわけですが、その場合、我が国は国籍法という法律がございますから、その法律に基づいて処理しなきやなりません。

そこで、帰化の要件ということになり、その第五條を検討いたしますと、「法務大臣は、次の條件を備へる外國人でなければ、その歸化を許可することができない。」ということと書いてあるわけでございます。今局長が答弁なさった、できるだけ許可をするという方向で検討するというのは、この第五條の運用について、二世、三世の人たちについては彈力的にといいますか、合目的のにといいますか、人權尊重の立場を先行させて

といいますか、積極的に帰化を認める方向で運用するといふ趣旨をおっしゃったわけですか。

○政府委員（清水澤君） 国籍法第五条第一項各号の要件というのは、これは「法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができるができない。」という事で、いわば帰化を許可するためには最低限備えなければならぬ要件を定めたものでございます。したがって、この要件さえ満たせば、じゃ当然帰化は許可されるのかというと、それは実は必ずしもそうではないわけでございまして、形式的にはこの要件を満たしている方でございしても、例えば日本語がほとんど話せないとか、それだけではなく日本の生活様式や慣習にもなじまないとか、あるいは頻繁に本国に帰つておるとかというようなことで、日本の社会とかそういうものにほとんどなじみがないというふうなことになるかと、これはやはり形式的には五条の要件を備えておりましても不許可になるということも現にあり得るわけでございます。

ところが、在日韓国・朝鮮人の方は形式的にこの五条の要件を備えているのみならず、先ほど申し上げましたように、実質的に日本で生まれ、日本の社会、経済、文化の中で育っておられるというような事実がございますので、もう形式的にこの要件さえ満たされれば他の事項についてはほとんど考慮することなく帰化が許可される、こういう意味で私は先ほど申し上げた次第でございます。

○橋本敏君 趣旨はわかりました。
そしてまた、実際にそういったような法務省の運用の結果、申請のなされた帰化事件の中でほとんど大多数が帰化が認められているという状況にあるのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員（清水瀧君）　ほとんど九十数％、平成二年度で申しますと申請者のうちの九七・二％が許可されておる、こういう状況になっているところでございます。

○橋本敦君 今生活環境といったことがあります

たが、やはり民族意識というのがございますから、礼節の日にはチョゴリを着るとか、あるいは民族の風習に従っているいろいろな生活行事を行うとか、そういうことが当然あるわけですが、そういったことがしばしばあるからといって帰化を認めないということになるのか、そこあたりの判断はどうなんでしょうか。

○政府委員(清水濯君) 全体的な判断の問題でございますので、そういう一事を取り上げて、直ちにこれが許否に影響するということやなことを申し上げることはちょっとできかねるところでございますけれども、例えば教育は日本の学校教育法が定める学校ではなくて朝鮮人高級学校と申しますか、中級学校と申しますか、そういう系統の学校で教育を受けた方でも現に帰化が許可されているという例がございますので、必ずしもそういうことで判断がなされるということではないというふうに私ども考えております。

○橋本敦君 わかりました。

そこで、民事局長、私はこの五条の中で気になる条文がございまして、レクでも指摘したと思うんですが、第五条一項の六号なんです。ここで許可しない要件として「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て」云々と、こうありますね。政府を暴力で破壊しちゃならぬことは言うまでもないし、また政府を暴力で破壊するという行動があり得ることは観念的にわかるんですけども、日本国憲法を暴力で破壊するということは、これは法概念としても社会行為の類型としても考えられないことではないかと思うんですが、日本国憲法を暴力で破壊するということはあるんですか。

するに日本国憲法を暴力で破壊するというのは、法律自体を破壊するということは觀念としてはあり得ないわけでございまして、日本国憲法が定める基本的な法秩序なり制度というものを暴力をもって無効ならしめる、その機能を失わしめる、こういうようなことを企て、もしくは主張する政党その他の団体を結成する、こういうことであるというふうな私どもは考えているところでございます。

○橋本敦君 解釈としてはそうおっしゃる以外に言いようがないんでしょうが、ロジックとしては極めて妙な法文であることは間違いないでしょう。素直に読めば、日本国憲法を暴力で破壊するというのはちょっと考えられないことですものね。

それからもう一つの問題は、これはおっしゃったように、国家公務員法の三十八条五項の欠格条項がそのまま来ているわけですね。国家公務員法というのは日本国民を対象とする法律で、言うまでもありませんけれども、昭和二十八年三月、法制局の一発二十九号という文書では、国家公務員は日本人に限るということで、外国人に適用されないわけでしょう、適用されない。そういう外国人に適用されない国家公務員法のその条文を、国籍法で帰化した人に適用するんじゃないくて、帰化する以前の外国人の帰化要件を考えるそのところへそのまま持つてきて適用するという法律の仕組みも構造もおかしなものだなというように感じますね。いかがですか、おかしなものだと思いにありませんか。

○政府委員(清水滋君) 日本国憲法というのは日本国の存立の基本でございまして、公務員になる以上、憲法を遵守するというのは、これはもう当然

然のことでございます。同じく日本国民たる資格を得たいということで帰化を申請するわけでございますから、少なくとも日本国の基本である憲法秩序を暴力をもって破壊するというふうなことを主義とする政党を結成する等の者は帰化を許す場合におけるその最低の要件にも当たらない、こう

いう考え方でこの法律はできているものと私も
は考えているところがございます。

○橋本教君 それならば、日本国憲法を遵守する
ことというのを素直に言えはいいということに
なるんですね。どっちにしても、法律の条文の
体裁、体系としてこういうものでいいのかどうか
という問題は一つ問題があるなということを指摘
しておきます。

次に、特例法の第九条関係について伺いたい
と思います。

これでは、退去強制の制限緩和ということが趣
旨ですから、それ自体の立法趣旨は私も賛成であ
ります。ところで、この九条をずっと見ますと、
一つは刑法の第二編第二章、つまり内乱。第三
章、つまり外患に関する罪によって禁錮以上の刑
に処せられた者云々が一つあります。それから
二つ目に、刑法第二編第四章の罪ですから、こ
れは外交に関する罪であります。その中は刑法
によれば外国の国旗や国章損壊等が含まれる、そ
ういふ罪であります。これは二年以下の懲役とい
うことであります。そして第三に、外国の元首、
外交使節、その公館に対する犯罪行為で禁錮以
上、こうなっております。第四に、無期または七
年を超える懲役、禁錮、こうなっております。

そこで、先ほどお話がありました、日韓特
別法の関係でいえば、第四号の「無期又は七年を
超える」ということが一つはそこにあつたわけ
ですが、この一から三、この関係で今度の特例
法で初めてこのような形で浮かび上がって
きているわけで、こういふことについては、今
までの出入国管理及び難民認定法二十四条との関
係では特別にこれに類する規定がない。それがこ
こで浮かび上がってきた理由をまず伺いたいと思
います。

○政府委員(股野景親君) 今の御審議を願つてお
ります特例法というのにつきましてのこれまでの
検討の経緯の中に、昭和四十年にできました日
韓法的地位協定というものが一つの要素としてご
ざいます。そして、その日韓法的地位協定におい

て一般入管法で受ける処遇よりも、その在日韓国
人で協定永住許可を受けられる方々について有利
な処遇というものが定められておるわけござい
ます。その中において、その趣旨は日本における
生活をより安定的なものにするという趣旨でござ
いますので、その趣旨を日韓法的地位協定、さら
にはその実施に伴うところの入管の特別法とい
うものの中で、この趣旨として現在特例法の九条
の一項一号、二号と該当するもの、これはそのま
まの同じ思想の流れがあり、また三号につきまし
ても一つの同じ思想の流れがございます。

すなわち、昭和四十年の時点におきましても、
法的な地位をより安定的にする上において退去強
制事由をより限定していくということであつたわ
けでございますが、その際に、より限定するにし
てもこれらの犯罪というものはその与える影響が
極めて大きい、そういう観点から、ほかにも日韓
法的地位協定の場合には事由がございましたので
すが、この刑法の内乱、外患あるいは外交に関す
る罪といったもの、さらに外国の元首云々とあり
ますような規定というものを設けておる。これ
は、この新しい入管特例法をつくるに際しまして
も、これに該当するような犯罪であるというもの
は、これはやはり国家の重大な利益にかかわるも
のである。これは退去強制事由を限定するに
しても、なおこの規定については設けておくこと
が必要かつ妥当である、こういう判断があつたと
いうことでございます。

○橋本教君 今四十年の地位協定でおしやつた
わけですが、一九九〇年四月三十日の関係の中
山外務大臣と韓国の外務部長官との間で交わされ
た関係文書によりますと、「退去強制事由は、内
乱、外患の罪、外交、外交上の利益に係る罪及び
これに準ずる重大な犯罪に限定する。」というこ
とで、「重大な犯罪」ということで絞りをかけよう
という趣旨で言われてますでしよう。そこで「重
大な犯罪」ということで絞りをかけたというん
ですが、その「重大な犯罪」ということになれば、
基本的には無期または七年を超える懲役、禁錮に

処せられるということと重大犯罪という絞りが
一つあるんですね。ところが、今私が指摘したよ
うに、外交に関する罪といえは一番重くて懲役二
年です。だから、そういった刑のバランスから
いえば重大犯罪に限るといふ日韓間の協定にか
わらず、これは重大犯罪というのがなぜここに入
ったのかということが一つは問題になるんです
ね。

それから、さらに「外国の元首、外交使節又は
その公館に対する犯罪行為」という問題ですが、
これは法務省も御存じのとおり、千葉委員も指摘
をされておりましたけれども、この罪というのは
もともと昭和二十二年の改正までは外国の君主、
大統領に対する暴行、脅迫、侮辱ということと旧
刑法九十条が特にあつたわけですね。ところが、
この刑法九十条は、天皇、皇族に対する不敬罪と
か危害罪が廃止されるということで、これは一緒
に廃止されて今ないわけですね。現にない。だか
ら、そういう意味で「外国の元首、外交使節又は
その公館に対する犯罪行為」とあるけれども、刑
法上の中身としては特別にそういう構成要件や罪
名はないので、一般の暴行、脅迫あるいは名誉棄
損、こういった罪に該当する場合ということにな
るわけですね。そうすると、それらの罪は最低刑
が無期あるいは七年以上なんということはないわ
けで、それよりはるかに低いランクですね。そう
いうことであるにもかかわらず、ここへ入ってき
ているということで全体のバランスでどうかとい
う問題が一つあるのと、それからもう一つは、実
際上この特例法九条の一項三号でこういうように
入れたということは、こうした外国の君主や大統
領あるいは外国の外交官等も含めたそういう人た
ちに対する一般の暴行、脅迫等の刑法と区別をし
て、特にこれを重く罰するといふ旧刑法そのもの
の復活とはいきませんけれども、そういう方向
づけが先取りされるという心配が私は立法論とし
てあるのではないかと。一つは問題意識
を持っていただくわけですね。

御存じのように、これまでも刑法改正の準備草
案等ではこの問題が出てきましたが、法務省の解
説書を見ますと、こうした問題については通
常の法定刑の範囲内で十分に重く処罰することも
可能であつて、特別の規定を設けなければ国際的
な要請に応じられないというわけではないし、他
方、外国の元首、使節の保護と天皇の保護との関
係について国民各階層の考え方が必ずしも一致し
ていない現状のもとで、こういう特別規定を刑法
でつくることは必ずしも適当でないという考え方
もあり得るので、これらの規定を設けないことと
する代案を作成して、草案と代案とのいずれによ
るかについて各界の意見を聞くこととしたという
経過が、法務省の解説書にも出ておるわけだ
ね。

そういうことであるにもかかわらず、これを先
取りするような格好で、九条で「外国の元首」云々
の、ここへこういうのが入り込んでくるというの
は、これはいかになものであらうかということ
を私は疑問点として持っておるんですが、いかが
お考えですか。

○政府委員(股野景親君) まず、先ほど委員御指
摘になりました昨年の四月三十日の時点で、今回
の在日韓国人の問題の一つの対処方針としての基
本方向を打ち出したものが日韓両国間で合意を見
た経緯があり、その中で委員ただいま御指摘のよ
うに「退去強制事由は、内乱、外患の罪、外交、
外交上の利益に係る罪及びこれに準ずる重大な犯
罪に限定する。」という規定を規定いたしました。
これを受けてことしの一月、日韓両国間で
改めて覚書という形で確認があり、さらにその
内容をこの法案の形でまた盛り込ませていただい
ておるわけでございますけれども、その間におい
て日韓両国間でいろいろ話し合いもございまし
た。また、日本国政府として今後こういう問題に
ついて取り組むべき一つの基本的な考え方につ
いて、関係の省庁間でいろいろ協議もございま
した。

そういう中で基本的な考え方は、先ほどの昨年
の四月三十日の時点で一つの表現がございました

「これに準ずる重大な犯罪」という、この思想でございます。これは基本的には、国家の重大な利益というもののついてこれを害するようなそういう犯罪、こういう思想でございます。そこで、その犯罪の重みがその国家の重大な利益をどう害しているかという点からの規定になってまいりますので、外国の元首、外交使節等についての先ほどの規定は、すなわち九条の一項三号の規定につきましては、これは基本的なそういう行為がその外国の元首ないし外国の使節の本国においていかなる衝撃というものを与えるか、またその結果として、その本国と日本との関係あるいはほかの一般的な国際関係にどのような悪影響を及ぼして行くか、こういう点を考えますと、この内容というのはやはり日本の国家としての重大な利益にたいにかかり合いのある行為として考えなければいけないだろう。そういう観点で、この規定をここに設けていくということについてはそれは妥当であるという判断があったわけでございます。

したがって、先ほど昔の刑法の九十条と九十一条でございますが、御指摘もございましたのですが、これは刑法の規定とまた別の、国家の重大な利益というものが、特に国際関係という局面においてとらえられるという観点からの規定の仕方によっていただきました。ただその場合にも、ここにございまして、禁錮以上の刑というものであって、かつ法務大臣が認定をする、こういう行為を一つそこに加重しておりますので、そういう観点からこの条項というものが一つ設けられていくという考え方でございます。

○橋本敬君 もう時間ありませんから、一問だけ最後に。

いろいろ言いたいこともあるんですが、要するにこの三号については旧刑法的な思想を持ってきたのではない、あるいは旧刑法のこの問題の復活を意図的に法務省として考えている趣旨でもないということをはっきり言える、こういうことですか。もう簡単に結構です。

○政府委員(股野景親君) そのとおりで、先ほど

のように刑法という観点での論議ではなくて、日本の「外交上の重大な利益」というこの規定、すなわち国際局面でとらえた考え方でございます。

○橋本敬君 終わります。

○山田耕三郎君 ただいま審議中の入管特例法案は、さきの日韓首脳会談における在日韓国人の法的地位に関する協議の結果を受けて、在日韓国人・朝鮮人及び台湾人、いわゆる旧植民地出身者の法的地位を定めると説明されております。その旧植民地出身者とは、言うまでもなく戦前日本が朝鮮、台湾の植民地支配をしていた当時、日本に強制連行されてきたか、あるいは経済的理由によってやむなく日本に渡ってきた人とその子孫の方々です。この人たちは、戦前は日本人たることを強いられた、戦後は日本との平和条約の発効に伴い、必然的に日本国籍から離脱させられ、現在に至るまで十分な補償を受けることもなく、その上さまざまな民族差別を受けてきたのであります。最近になりまして、ようやく関係者の口から侵略戦争や植民地支配についての反省が表明をされ、朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化の交渉等も開始されてきました。また、戦争で犠牲になった韓国や台湾出身の旧軍人・軍属、遺族からは、このことに対する謝罪と補償の訴えが次々と出されてきています。

こうした情勢の変化を背景として、この入管特例法が国会に提出されてきたものと思えます。当事者から見れば不満がなお残るといたしまして、今日、この程度の法案が提出できるものであります。なほもとより早く提案をされて、善隣友好にも役立つ対応ができなかったのか。我が国の政治は外圧がなければ前進をしないのかとの印象がつかまいます。本件に関する法務省御当局の所信を求めます。

○政府委員(股野景親君) 歴史的な展望に立った一つの御指摘と受けとめさせていただいたわけでございますが、実は在日韓国人あるいは在日朝鮮人の方々のように、終戦前から本邦に引き続き居住して、平和条約の発効に基づいて日本の国籍を

離脱された人、あるいはその子孫の方々につきましては歴史的経緯を振り返りますと、これまで逐次この戦後の歴史の各段階というものを踏んで、その法的地位についての制度が整備されてきた、こういう経緯がございます。

このたび、この法案をそういう方々についての法的な地位を一つのものとして新たに特別永住という資格を設けるという形で提案させていただいておりますが、こういう法律を国会にお諮りできるとができるということにつきましては、やはりこれまで、ただいま申し上げましたような逐次の歴史的な段階があり、歴史的な推移というものがあって、今日これが可能になったんだらう、こういうふうに考えているわけでございます。

すなわち、最初に昭和二十七年の法律第二百二十号というものがあり、その後昭和四十年の日韓法的地位協定に基づく協定永住許可制度、さらに昭和五十六年の法改正に基づきます特別永住許可制度等々が各段階の措置でございます。

今度のこの法案につきましてはそういうものを踏まえた上で、なおその後の情勢のいろいろな発展、あるいは日韓両国間の法的地位協定に基づくところの協議、こういうものを踏まえて、こういう方々全般について一つの新しい法的地位を設けていこうというところでございまして、そういう戦後の歴史の中のいろいろな情勢の発展を経てそういうことが今度新しい制度として御提案できるといふことは、それはまた一つの重要な意義を持つものである、こういうふうに考えておるところでございます。

○山田耕三郎君 本法案では、旧植民地出身者は日本との平和条約によって国籍を離脱したとされておりますが、平和条約でもこの人たちが原因者ではございません。国籍離脱も決して本人の意思に基づいて離脱していったものではありません。日本の敗戦により植民地政策が崩壊、この人々を取り巻く状況に変化が起こった結果措置されたものであり、原因者はやはり日本であるはず

です。法律にいたしますとこのような文章になるのもいたし方がないのかと素人目にも思いますが、すべては国家が勝手なことをやった結果、この人たちに犠牲を強いてきたのです。

だとすれば、迷惑をかけた人々たちへの法的地位を規制する法律を制定するに当たっては、まず過去の日本の過ちに対する反省と謝罪がにじみ出なければならぬのではないかと思います。それどころか逆に、許可の文言がやたらと多く、また法律案の趣旨では、その歴史的経緯及び定住性を考慮し、その法的地位の安定を図るためとしておられながらも、第四条には法務大臣によるその旨の確認を受け、この法律に定める特別永住者として本邦に永住することができるとあるのとおり、極めて恩恵的な表現に奇異を感じます。

本邦に生活の基盤のないこの人々たちにとって、希望される限り日本人と同様、特別の規制もなく定住することのできることが当然なのではないか、そうすることに何か不都合がありますのか、このことに対して法務大臣の所見を求めます。

○国務大臣(左藤恵君) 平和条約で国籍離脱者それからその子孫の方々でありまして、やはり国籍が日本にあるわけではございません、外国人という取り扱いになっておるわけでありまして、そういう意味では、日本国民とはその法的地位とか取り扱いに若干の差が生まれてくるということとは、これはやむを得ないことだろうと思えます。したがって、外国人でありながら法律上当然に本邦に在留し、出入国することができるとは、ではなくて、その永住、再入国等についてはやはり何かそこに条件というようものが生まれてくるを得ないわけでありまして、それが法務大臣の許可という形になっておるということでございます。

こうした立場を踏まえた上で、なおこの法案におきましては、先ほどからお話がありました歴史の経緯とか定住性というものを十分考慮して、そして平和条約に基づく国籍離脱者は原則として何ら手続を要することなく法定の特別永住者という

ことにするはかに、これらの者の子孫につきましても裁量の余地なく特別永住を許可する、こういうことにいたしまして、その法的地位の安定化を図ろう、こういうのが今回の制度の特段配慮をしておるところでございます。

○山田耕三郎君 この法案には退去強制や再入国許可制度が存続せられておりますが、このことが端的に示しておるように、政府・法務省は侵略戦争や植民地支配に対する反省を口にしており、安定期した永住権を保障するのではなく、相変わらずこの人たちの治安管理的対象として処遇しようとする姿勢が見え隠れするのを否定することができません。

例えば退去強制についても、協定永住者については七年を超える懲役または禁錮であったのが、覚書及び法案は特定の重大な犯罪に限定をするという形で軽減をしようとする旨、説明をしておられますが、既に母国に生活基盤を持たない者にとつては退去強制はやはり一つの威嚇であり、刑罰を二重に科するに等しいし、重大な犯罪に限定しているとおっしゃいますけれども、法務大臣の恣意にゆだねられた面も多々あり危険であります。

退去強制を置く意味はどこにあるのかお尋ねいたしますと、あわせて「日本国の重大な利益が害された」とする背景にある公益の認定基準は一体何なのか、さらには麻薬犯罪などもこの中に入るのか入らないのかについてお尋ねをいたします。

○政府委員(股野景親君) お尋ねの点が三ございまして、お答えを申し上げます。第一、退去強制事由というものを依然この特例法で置いている意味はどこにあるのかという点でございますが、これは大臣も先ほど申し述べましたように、この特別永住者という特別の地位を有せられる方ではあります、やはり外国人でおられるということが一つの要素としてあるわけでございます。その外国人であるということに伴いま

して、日本の国の国家としての利益が害される、重大な利益が害される、こういったような場合には、これは万やむを得ないものとして退去強制手続というものが法的に用意されておくことが必要で、かつまた妥当なもの、こう考えている次第であります。極めて特定され、極めて限定されたものですが、やはりそういうものの意味があると考えているわけでございます。

それでは、またあわせて「日本国の重大な利益が害された」とは、これはどういう認定がなされるのか、こういう二番目のお尋ねでございます。この点は、まず犯罪であります場合に、この犯罪が社会的に見てこれは重大であるというのとは、よりでございますが、さらに国の重大な国家的な利益というよりなもの侵害ということに規定をいたしております。

それじゃ、具体的な認定はどうなるのかという点につきましては、基本的には個々の事案に応じまして判断することになります。これは、それに関連する内外の情勢といったものも含めまして十分慎重な判断というものが必要になってまいらうかと思っております。

また、その関連で、さらに麻薬犯罪というやうなもの、それはそういうところの国家的重大な利益を害する行為になってくる場合があるかどうかというお尋ねでございます。この麻薬犯罪といひましても、それはまた一つ一つの行為がさまざまなものがあるかと思ひますが、通常の麻薬犯罪というぐらひでございます。これは重大な国家的利益が害されるというやうなことは当たらなないと考えられますが、しかし、それじゃ麻薬犯罪が絶対重大な国家利益を害することがないかという点になってまいります。もし非常に大規模な麻薬犯罪組織というものが関与してきて、そして国の一つの国家的な秩序というものを破壊する、こういったやうな目的で大規模な犯罪行為が行われる、こうなつてきますと、そういうことについて国家の秩序が著しく害されるとなつてきたやうな場合にはこれは日本国の重大な利益が害さ

れるといった場合が無しとはいへない、こういうやうな考え方であらうかと思つております。

○山田耕三郎君 次は、再入国許可制度について、法案では確かに緩和されております。しかし、再入国許可制度そのものは間接的には退去強制を担保するものだとの意見もあります。国際化社会の今日、出入国の自由という人権が今までより以上に大きくなつていくことを考慮いたしますと、このような形で縛りをつける合理性はどの程度あるのか。この人たちの日本在住の歴史的経過を考えると、これくらいのこととは日本国民と同様の形をとるべきではなかったのかと思ひますが、法務省の見解をお尋ねいたします。

○政府委員(股野景親君) 先ほど来再入国許可制度についていろいろ御議論を賜つたところでございますが、基本的に国際慣習法上外国人の入国の自由といふものが認められていくということではないと言へると思ひます。そういう意味で日本国の一つの国際的な立場といふことをいろいろ考へました上でも、なお再入国許可制度といふこと自体の一つの存在の意味といふものはあるだらうと考えておる次第でございます。

しかしながら、その運用につきましては、またこれも先ほど来御説明しておるとおりでございますが、特別永住者の方々につきまして、この法律の趣旨そのもの、そしてさらには衆議院でちょうだいいたしました修正といふものの趣旨等を踏まえて、この方々の日本における定住性といふ実態を尊重して海外渡航が円滑に行えるやうにより配慮していく、こういう対応で臨んでまいるところでございます。

○山田耕三郎君 以上お尋ねをいたしましたほか、覚書に触れられていた問題として、指紋押捺廃止、登録証の常時携帯義務の廃止、公務員採用問題等の雇用問題及び教育権の確立等々ございします。それらのうちから、まず雇用問題についてお尋ねをいたします。

就職差別は現在憂うべき状態にあります。就職差別解消のための行政指導の強化は喫緊の要件で

す。特に大企業は門戸が閉ざされているという傾向にあります。政府が率先をして雇用の拡大を図るとともに、就職時だけではなしに雇用後の差別をなくするためにも、雇用実績の調査、公表、さらには啓発活動を含めた行政による差別の監視が必要な事態に來ておると思ひます。労働省に對しまして、これらに對するお考えを承りたいと思ひます。

○説明員(吉光光顯君) お答え申し上げます。私も労働省でございますが、企業の採用選考につきましては、国籍等、応募する本人の職業適性でありまつか能力、そういったことと関係がないこと採用選考を行わないように、公正な採用選考が行われるということとそういうシステムを確立するように指導をしていくわけでございます。また、不幸にも非常にそういう方法が不適切であるやうな場合には、該当の求人者と連絡をとりまして、採用選考の経緯に問題があつたかにかつたか、そういった調査も行って是正指導をしてまいりますし、そういう観点で再発防止に努めていくわけでございます。

委員御指摘の在日朝鮮・韓国人等について、どれくらいの雇用をどういうふうにしていくかといふことを調査するといふことにつきましては、逆に個人々々を特定するといふやうな懸念もございします。プライバシーの侵害といふことにもおそれが出てまいりますので、なかなかこれは難しいことではないかといふふうにお尋ねをいたします。

ただ、御指摘ございましたやうに、いずれにしても事業主に対して意識啓発といひますか、そういった指導を重ねていくことが非常に大事でありますし、問題解決につながっていくことだといふふうにお尋ねをいたします。そういう点で努力を重ねてまいりたいと思ひますし、特に今年度は新たにこれらの人々に対する就職の機会均等といひますか、そういう点で事業主を集めた説明会を開いたり、あるいはいんらんリーフレット等の啓発資料を作成して指導啓発といひますか、そういった活動を強化していきたい、このよ

うに考えております。

○山田耕三郎君 次は、教育についてお尋ねをいたします。

覚書では、韓国語や韓国文化の学習への配慮が述べられていますが、全く当然なことではありませんし、国際化社会における価値の多様化を尊重するために必要なことでもあります。しかし、現実は民族教育を反日教育として排撃する市民感情もございいます。こういったことを誘発しかねない、従来の民族性を抹殺しようとするのではないかとと思われるような態度はやはり反省をすべきです。さらに差別解消のための教育を徹底するとともに、民族学校に対する自主性の尊重を前提とした卒業資格の付与、補助金などで助成をする配慮は当然のこととして、特に最近各地でその芽生えが見られるようになり、特にスポーツ、文化活動の交流促進がさらに図られるべきだと思いますが、文部省当局の所信を承りたいと思います。

○説明員(牛尾都夫君) ただいまお尋ねのいわゆる民族教育の問題でございますが、さきのいわゆる日韓三世協議において決着が図られた教育問題の一つでございます。

決着の内容といたしましては、現在地方自治体の判断によりまして学校の課外で行われております韓国語や韓国文化等の学習が今後支障なく行われるよう日本国政府として配慮する、こういうことでございました。文部省におきましては、これを受けまして去る一月に各都道府県教育委員会等に対して通知を発出したしまして指導を行なったところでございます。

○山田耕三郎君 もとに戻りまして、諸外国との比較について、法務省当局にお尋ねをいたします。

かつて植民地を有しておりました欧米諸国の旧植民地出身者に対する対応はどのようなようになっておりますのか。特に、イギリス、フランスを中心として法務省所管に属する分野でおわりの程度だけで結構ですから御説明をいただきたいと思っております。ともに、これらの国々の施策は我が国のそれと比

較してそれぞれ長短はあることと思えますけれども、概括的に見ていざうれがすぐれておりますのか、あわせてお尋ねをいたします。

○政府委員(股野景親君) ただいま御指摘いただきました欧米、その中でもイギリス、フランスあるいはアメリカという国との比較を私どもとしても試みてみました。なかなかそのものものの比較というところが難しい点がございますが、英国で見ますと、英国の国内で出生した者であつて、その人が英国の市民の子供あるいは英国に定住している外国人の子供、こういう場合には英国の市民として扱われ、こういう制度があると承知をいたしております。また、アメリカにつきましてはこれはアメリカの国内で出生いたしますと、またその出生によつてアメリカの市民とされる、こういう制度がございます。日本とこの点がいづれも大幅に異なる点でございます。他方、フランスではフランスの国籍を有していない者についてはこれは外国人、こういう扱いになります。旧植民地国の人の子供として生まれたというようなことによる国籍とか法的地位について特別の規定はないと承知をしております。

さて、そういう状況に對しまして、この法律というものは先ほど来御審議いただいておりますように、日本国との平和条約の発効によつて元日本の国籍を有していた方が日本の国籍を離脱され、しかも終戦前から引き続き日本に住んでおられる方、そしてその子孫の方、こういう方を対象として、そういう歴史的な経緯と日本における定住性ということにかんがみて、子々孫々に至るまで非常に安定した特別の法的地位というものを保障する、こういう内容になっておりますので、そういう意味ではちょっと比較のベースというものがなかなか難しいわけでございますが、こういう法律というもののについてだけ見るならばちょっと諸外国には類例の例というものは見当たらないというふうに感じております。

【理事中野鉄造君退席、委員長着席】
○山田耕三郎君 最後に、左藤法務大臣にお尋ね

をいたします。

旧植民地住民に対する我が国の施策はただいまお聞きのとおりでございます。我が国における民族差別意識が非常に憂うべき状態にありますというところは、ただいまの御答弁ではありますけれども、もう一回旧植民地の皆さんに対する取り扱いはやはり我が国は厳しいのではないかと、このように私は考えております。例えば、現実の社会において現に借家の入居等に厳しい差別がありまして、現実を直視していただき、社会のさまざまな場で行われている差別の解消のために、特に法務大臣とされましては積極的な行政の監視、啓発活動を行っていただく必要があると思ひます。

そういう立場から、このことに対する大臣の御所信を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(左藤憲君) すべての人間は平等であり、ひとしくその人権が尊重されなければならぬ、されべきものである、このように考えるわけでありまして、

そこで、在日韓国・朝鮮、台湾の人々を初めてとして外国人のすべての人権は尊重されなければならない、このように考えますが、今お話しした点もありまして法務省といたしましても従来からそういう人権の尊重につきまして種々の啓発活動を実施してまいりましたけれども、今後ともこの差別の根絶、それから外国人の人権の確保という点で啓発の努力をさらに重ねてまいりたい、このように考えているところでございます。

○山田耕三郎君 終わります。

○紀平悌子君 大分時間もたつてまいりましたし、同僚議員の御質問に對しての御答弁の中で、おおよそ自身の持つておりましたいろいろなお伺いしたいことのお答えもお答えをいただいているという状況ではございますけれども、確認の意味も含めましてしばらく時間をいただきたいと思ひます。

本特例法案に關しまして、まず一九五二年平和条約発効以来の韓国・朝鮮の方々、台湾の方々の

在留制度及び日本における法律上の地位の変遷を簡潔にお教えいただきたいと思ひます。

先ほど来、逐次の歴史的変遷を経てというお話でございましたけれども、このことは約四十年近くかかっているというところでございまして、国民のためにそれを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 昭和二十七年に日本国との平和条約が発効いたしましたので、そこでこの平和条約の発効に基づきまして日本国籍を離脱されたという方々が今度の法律の対象になっております。そういう方々たちについての法的地位の変遷というところを概略逐次御説明を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、昭和二十七年の、先ほど来言及をさせていただいております法律第二百二十六号というものがございまして、その法律第二百二十六号におきまして平和条約に基づいて日本の国籍を離脱する方々で終戦前から引き続き日本に在留する者及び平和条約発効日までに出生したその子供、こういう者はその後引き続きこの法律第二百二十六号によりまして、本邦に在留資格というものを有することなく本邦での在留をすることができ、こういう法的措置がとられました。これが一番の大きな基礎になっております。逐次その後、同じ昭和二十七年でございまして、外務省令の第十四号が定められまして、その中でただいま申し上げました法律第二百二十六号、その二条の六項で規定された方々が、ただいま申し上げました大もとの法的地位を持つておられる方ですが、その方々の子供の在留資格というものをまず定めたとすることがございます。

さらに下りまして、昭和四十年に日韓法的地位協定がございまして、これに基づくところの法的地位協定を実施することに伴う出入国管理特別法が昭和四十年の法律第四百四十六号として規定されました。ここで法的地位協定で定められたところの在日韓国人の第一世代及び第二世代の方々についての協定永住許可というものが定めら

れました。また、退去強制事由について先ほど来御審議いただいているように、非常な限定を行つたという経緯がございます。

次いで、昭和五十六年に至りまして、入管法の一部を改正する法律、法第八十五号が成立をいたしました。これは一般の入管令でございますが、その附則の改正が行われて特例永住許可制度というものができました。これによりまして従来法律第二百二十六号、すなわち昭和二十七年の法律をもって本邦に在留資格を有することなく在留を続けできた方々を対象にしまして、その該当者とその子孫について申請に基づいて永住許可を与えるという新しい制度ができました。この場合に、昭和四十年の法的措置が在日韓国人の方々を対象としたものでしたのに対して、その在日韓国人の協定永住許可で永住許可をとらなかつた朝鮮半島出身の方々が数多くこの際、この昭和五十六年の法律によりまして新たな永住許可をとられたということがございました。また、同じくそのときの法改正でその永住者等の配偶者や子についての簡易な要件での永住資格の取得ということが認められたわけでございます。

以上を総合いたしまして、この法律の対象となる方々が最初の法第二百二十六号の該当者それから日韓協定永住の許可を受けている方、さらには一般の入管法の永住者の在留資格を持っておられる方、そして最後に法第二百二十六号の二条の六項でおられる方の子供としての在留資格を持っておられる方々、こういう方々が法の対象となり、さらに入管法の一般の在留資格の中でいわゆる在留期間間というものを伴う在留資格を持って在留される方、これも同じくこの法律の対象者にさせていただいていくわけでございます。

そういう意味で、大まかに言いますと五種類の異なる法的地位を持っておられる方々がこの法律によって新しく一つの法的地位を得られるに至つた、こういう経緯でございます。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

とされ、そして日本国の敗戦、平和条約の発効で日本国籍から離脱せざるを得なかつた方々が今回の法改正によって法定の永住許可を得るに至るということになります。このわけで、おおよそ三十九年くらいの日を要しております。こういう長い時間の間でさまざまな御努力というものがあつたと思いますが、いわゆる外国人差別事項の発生の原因がこうした韓国・朝鮮の方々などの身分の不安定ということが相当程度背景になつていたというふうにも思われるので、けれども、その点についてどんなふうな評価をお持ちでございましょうか、法務省に伺います。

○政府委員(股野景親君) この点、ただいま申し上げましたような歴史的な経緯をたどりまして、法的地位を安定的なものにする措置を逐次積み重ねてまいつたところでございます。

今の委員御指摘の身分の不安定ということと差別の発生ということに関連があつたのではないかと御指摘でございますが、なかなかこの差別の問題というのは難しい問題でございます。私どもとしても、これは国民一人一人が日常生活の中で在日韓国人や朝鮮人の方々の立場についての理解と配慮というものを深めていくということが基本的に大事であらうと考えております。そういう関連で私どもとしては、この法的地位の安定化という点についてこれまで逐次各種の措置と努力を積み重ねてまいりましたが、この新しい法律というものはその意味での法的地位の一層の安定化ということがこゝでできるものと意義を見出してるところでございます。

○紀平悌子君 先ほど同僚議員の御質問の中でお答えの主たるところはもう伺つておりますので、が、今回の法改正によって特別永住者としての身分を取得するであろう方、その方の年齢別人口などはおわかりでございましょうか。

○政府委員(股野景親君) 私どもなりに統計を見ましておおよその計算をいたしました結果、十年刻みの年齢構成を見ても、対象者となります約六十万八千人の方について以下のような構成にな

ります。

すなわち、まずゼロ歳から九歳の年齢に当たられる方が約六万九千人、それから十歳から十九歳の年齢に当たられる方が約十万人、それから二十歳から二十九歳の年齢に当たられる方が約九万八千人、さらに三十歳から三十九歳の年齢に当たられる方が約十万人、そして四十歳から四十九歳の年齢に当たられる方が約九万八千人、五十歳から五十九歳の年齢に当たられる方が約六万一千人、そして六十歳から六十九歳の年齢に当たられる方が約四万六千人、七十歳から七十九歳の年齢に当たられる方が約二万五千人、そして八十歳以上の方々が約八千人と、このような年齢構成になるという把握をいたしております。

○紀平悌子君 先ほどから御質問が引き続いてございます。第九条でございますけれども、特別永住者の退去強制の規定が必ずしも必要であるのかどうかという疑問をいささか持つております。

ここ十年間の韓国・朝鮮、台湾出身の方々などの退去強制がどのくらいいるのか、また年ごとに、どんな理由であつたのでしょうか、お教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) 今回の特例法の対象となります在日韓国人の方、あるいは在日朝鮮人の方について過去十年間を振り返りますと、その間に実際に退去強制を行つた人の数は十六名、こういう数になつてまいります。

その内訳は、先ほど申しました日韓協定の地位協定の実施に伴う出入国管理特別法、この第六条の該当者が八名でございました。別途一般入管法の第二十四条の該当者が同じ数でございまして、八名おります。

これを年齢に見ますと、昭和五十六年がまず十二名でございまして、その内訳が入管特別法の該当者が五名でございまして、それから一般入管法の該当者が七名でございまして、それから、昭和六十一年は、これは一人でございます。入管の特別法の該当者でございます。六十一人も一人でございます。

まして、これも同じく特別法の該当者でございます。それから六十二年、これも一人おりました、これも同じく特別法の該当者でございます。六十二年は、一般入管法の二十四条該当者が一名という数になっておりますので、そういう意味で十六名の人が実際に退去強制を行われたということでございます。

○紀平悌子君 九条の一項四号なんでもございまして、先ほど御質問もございましたけれども、「犯罪行為により日本国の重大な利益が害された」というその表現、いま一つ具体的に教えていただければ、例えばどういふことでございましょうか。

○政府委員(股野景親君) 例えば申し上げますと、国の中枢機能を破壊する目的で爆発物を爆発させるというような爆発物取り締まりの罰則違反とか、あるいは交通機関を転覆させる、電・汽車の転覆、さらには殺人とか放火、こういったような罪を犯して、そして無期または七年を超える懲役または禁錮に処せられる、こういったようなものが日本国の重大な利益が害されるということでございますので、一般的にいわれるテロリストの行為と、こういったものを想定をいたしております。

○紀平悌子君 無期または七年を超える懲役もしくは禁錮刑に処せられたというのは、これは処断刑のことを言つておりますのですか。

○説明員(本間達三君) 処断刑ではございませんで、実際に裁判で言い渡した宣告刑という意味でございます。

○紀平悌子君 入管関連で在留の外国人の犯罪の現状につきまして、警察庁にお伺ひしたいと思います。

それに先立ちまして、一昨日四月二十三日の深夜、警ら中の四谷警察署の西村警部補が中国国籍の容疑者に刺殺されたというところにつきまして、哀悼の意を表しながら御質問申し上げます。

平成二年度以降、現在までの外国人関係の犯罪の発生件数とその傾向、対策について、簡単に結構でございますので警察庁にお伺ひしたいと思います。

ます。

○説明員(小田村初男君) お答えいたします。

平成二年の外国人全体の刑法犯の検挙件数であります。一万三千四百十件となっております。ここ数年の傾向といたしましては、窃盗犯が若干減少して凶悪犯が増加しているというようにことが挙げられます。特にこのうち、来日外国人による刑法犯の検挙状況でありますが、四千六十四件の二千九百七十八名ということでありまして、検挙人員につきましては前年とほぼ同数であります。が、検挙件数は過去最高ということで増加しております。

その特徴的な傾向といたしましては、一つはアジア地域からの来日外国人による犯罪が検挙件数全体の八四・九%を占めている。またこの関連で、アジア地域からの外国人の入国者数につきましては全体の約六割程度でありますので、それと比較しますとその比率は高いということが言えると思います。

二つ目でありまして、殺人、強盗等の凶悪犯罪につきましては検挙件数七十七件、検挙人員百十一名ということで依然多発傾向にありまして、検挙人員では過去最高となっております。中でも不法就労中のフィリピン人、パキスタン人等によります殺人事件、中国人就学生らによります強盗事件等の凶悪事件が目立っております。

三つ目には、偽造トラベラーズチェックやクレジットカード使用詐欺事件等の国際的な職業犯罪者グループによると見られる犯罪が多発しているというようにことが挙げられます。

こうした情勢に対処するための警察庁としましての対策であります。国際捜査体制の整備強化と国際捜査協力の強化、こういうことを核といたしまして諸対策を積極的に推進しているところであります。

具体的には、国際捜査体制の整備強化につきましては、平成元年の四月までに全国のすべての都道府県警察に国際捜査係を設置いたしましたのを

初め、通訳体制の強化を図るために国際捜査研修所における研修の拡充及び部外通訳協力者の確保に努めているところであります。また、国際捜査実務教養の充実を図るため、国際捜査研修所を初め管区警察学校及び都道府県警察における教養の拡充に努めております。

二つ目の国際捜査協力の強化であります。I C P O事務総局及び加盟各国警察との密接な連絡による情報交換や具体的事件に際しての外国捜査機関との捜査協力を積極的に推進しているところであります。

○紀平梯子君 ありがとうございます。

次に、覚書においても触れられております指紋押捺の代替手段の開発に際してでございます。

この代替手段、先ほど御説明がございましたのでその答えは結構でございますが、この代替手段の性格でございますけれども、戸籍原本に近いようなものでございましょうか。それとも住民票的なものでございましょうか。これが人物証明として非常に適切なものになるのかということでお伺いしたいと思っております。

○政府委員(股野景親君) 先ほどこの外国人登録の中に家族事項を加味するというのを申し上げました。その関連で、どういふそれじや家族事項を加味する仕方を今考えているか。これは現在まだ検討中の段階でございまして固まったわけではございませんが、その家族の父、母、配偶者、子、こういったような人たちの氏名を記載いたします。それからその続柄は書く、また生年月日を書く、このぐらいを考えておりますが、しかし例えば婚姻とか認知とか養子縁組とかそういうような身分行為を記載することは考えておりませんので、それはどちらかというと表記の仕方は住民票的なものになるかと思っております。

そこで、そういうものをもってこの本人であるという同一性を確認するために、この家族関係の事項ということについての問い合わせ、本人に対する質問あるいは家族に対する問い合わせを行えば、やはりその本人が例えばほかの人と入れかわ

っていない、こういうことについての一つの手段になるといふ意味で家族事項というのは意味があると考えているわけでございます。

○紀平梯子君 代替手段がもし相当人物確認について有効性のあるものでございしたら、韓国・朝鮮、台湾の方々と同じように、日本に極めて長い間住んで生計を立てていらっしゃる他の国籍の方々に對しても一定の要件、例えば在留年度とか生活実態とかそういうものが一定の水準を満たして日本における生活実態がある者については、その希望によって指紋押捺要件を緩和する方向性をとった方がよいのではないかと思います。これは、人である以上その人権を可及的に尊重すべきとする日本国憲法の趣旨にも沿うようになるかと考えますけれども、指紋押捺に関する有識者懇をめぐって検討されておられるわけですね。この有識者懇に期待するわけですね。この対象をもう少し広げて緩和するというようなことについてはいかがでございましょうか。法務省に伺います。

○政府委員(股野景親君) 従来の指紋押捺にかかわる手段の開発とそれの開発に伴うところの新しい措置の導入、そしてそれによって指紋押捺を行わないこととする、この方針は在日韓国人の方についてこれを日本政府として明言をいたしているところでございます。

さて、それでは在日韓国人以外の方で、しかしこの在日韓国人と同様の歴史的経緯や定住性を有せられる、すなわち今度の特例法の対象になられるような方々について、これは今その在日韓国人の方々についての指紋押捺にかかわる手段を開発しておるところでございまして、その開発を今行っている中でどういふ在日韓国人の方と同様の歴史的経緯及び定住性を有せられる方々についてのことを念頭に置きながら検討をあわせて今行っているところでございます。

さて、それではそれをさらに超えてこの特例法の対象にならない外国人の方々のどの範囲にこの指紋押捺にかかわる手段の導入ということが考えられるかという問題がまたございますが、これに

ついてはまた別途の検討が必要であらうと思えますが、ただいま申し上げました在日韓国人の方々を中心として今指紋押捺にかかわる手段の開発を行っております中で、その一般の外国人の方々の問題ということについての対応も考えていくことにいたしております。

それから、今もう一つ懇談会の問題がございまして、この懇談会についても今の私どものそういう作業を行っていく中で幅広く各界から御意見を伺うという趣旨でこの懇談会も開かせていただいているものでございます。

○紀平梯子君 ちなみに、その懇談会には女性の委員はどのくらいおられますでしょうか。

○政府委員(股野景親君) 比較的小ぶりの懇談会でございまして、懇談会のメンバーとしては十人の方が今おられるわけでございますが、その中で女性の方は一人いらっしゃいます。しかし、この懇談会のレギュラーのメンバーの方以外に、この懇談会を通じてまた各方面からいろいろな御意見を伺うことにはいたしております。

○紀平梯子君 女性が少な過ぎるように思いますが。男女同数にしたいのだと思いますが、指紋押捺の対象には女性もたくさんおられるわけですので。御説明を伺って数の少ないのにびっくりいたしました。ぜひこれは一番後で大臣にもお願いをしたいと思っております。

次は、代替手段ができるまでというか、妥当な結果を得るまで現状が続くわけでございます。先ほど千葉委員の御質問に對してだっと思いましたが、急いでこの代替手段を、できるだけ早くというふうなお答えでございました。この二年の間にはそれはなさなければならぬわけだと思えますけれども、もう少し早くというか、例えば一年後ぐらいにはめどが立つとか、そういうふうなこと何か御公約ができますでしょうか。

○政府委員(股野景親君) この指紋押捺の開発には実は三段階ございまして、第一段階が現在私どもが取り組んでおります指紋押捺にかかわる手段の開発そのものの段階でございます。第二段階は、

この内容をまとめましたものを法律の形にして国会にお諮りして国会で御審議をいたしたいと思います。第二段階でございます。国会での御承認をいただきまして後、今度はこの外国人登録制度が新しい制度になりますので、これを実際に外国人登録の事務を行っておられる全国の市区町村の側に十分周知徹底して新しい制度に取り組んでいただくための準備をいただく、これが第三段階になります。

その三つの段階をできるだけ早くして二年以内にこの措置をしようということでございます。各段階それぞれについて私どもとしてはできるだけ早くその措置を進めていきたいという希望を持っておる次第でございます。

○紀平悌子君 私は、基本的にはこの法改正に賛成の立場で御質問を申し上げておりますけれども、今後、本法の改正施行後でございますが、特に在日の韓国・朝鮮、台湾の方々などについて、我が国の入管政策行政といういわゆる国益とそのバランスをとった上で積極的な民族差別解消への努力を官民のあらゆる分野で図っていくべきだと考えます。この改正を機に法務省が図っていくべきこういった差別撤廃の具体策があらにあれば、今後の方針ともどもお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(篠田省二君) 在日韓国・朝鮮、台湾の人々を初めとしたしまして外国人の人権も尊重されるべきであるということは当然のことであると考えております。そういった考えに立ちまして、法務省の人権擁護機関といたしましては外国人差別をなくするために積極的に啓発活動を行っていかねばならないわけでございますけれども、基本的な人権が侵害されるような具体的な事案があった場合には、人権相談及び人権侵害事件の調査を通じて在日外国人の人権の擁護を図るということを含めとも積極的に図ってまいりたいと思っております。また一般的にそのような事例再発防止に向けての啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○紀平悌子君 最後に、法務大臣にお伺いしたいと思っております。

韓国の方々そのほかに対する就職差別とか就学差別についてどのようにお考えでございますでしょうか、率直にお伺いしたい。

また、今後の入管行政を含めて差別解消に努めていかれるその大臣としての大きな御方針というものをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(左藤憲君) 就職差別、それから就学差別の問題につきましては、国民一人一人が職場や学校あるいは地域社会といった日常生活の場において、これらの人々の立場についての理解と配慮を一層深めることがその解決に当たっての基本である、このように考えるわけであります。法務省といたしましては今後とも人権擁護の見地から差別解消のために努力してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

○委員長(矢原秀男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、八百板正君が委員を辞任され、その補欠として会田長榮君が選任されました。

○委員長(矢原秀男君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(矢原秀男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

予備審査のための付託は四月十二日

一、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

(衆議院修正に係る条文の
みま掲載
小字は修正)

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案

脱した者等の出入国管理に関する特例法案

脱した者等の出入国管理に関する特例法案

脱した者等の出入国管理に関する特例法案

六号(第二一八七号)(第二一九〇号)(第二一九一七号)(第二一九七号)(第二二〇二号)(第二二〇六号)(第二二一〇号)

一、登記手数料値上げ反対に関する請願(第二二一五号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二二六号)(第二二二七号)(第二二二八号)(第二二二九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三二号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二三三号)(第二二三四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三三三号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二三三三三号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三三三八号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二三三三八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三三三八号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二三三三八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三三三八号)

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第二二三三三八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第二二三三三八号)

第二一七二号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)
請願者 鳥取市丸山町二八〇ノ四 山下陽
子 外一名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一七三号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 愛知県津島市米之座町二ノ四二
山田もと
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一七八号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都目黒区八雲五ノ一ノ二一ノ
五〇一 鈴木紀子
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八〇号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 横浜市緑区美しが丘一ノ二一ノ六
ノ三ノ三〇五 五十野晴子
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八一号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口市深溝 矢儀寛史
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八三号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪市東住吉区桑津一ノ二七ノ八
鶴田英雄 外一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八四号 平成三年四月五日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町松本三三三
ノ二 柘植和弘 外九百九十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

第二一八五号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 兵庫県芦屋市翠ヶ丘町一三ノ一二
望月節子
紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八六号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県狭山市入間川一、四七三ノ
一八狭山グリーンハイム二〇一
松本衆輔 外四名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一八七号 平成三年四月五日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区下井草四ノ一七ノ二
五 栗原俊明 外二名
紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二一九〇号 平成三年四月六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪府泉南郡阪南町鳥取中二三七
根来薫
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一九一号 平成三年四月六日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 愛知県津島市錦町一四ノ六 松永
陽子
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一九七号 平成三年四月八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 大阪府泉大津市中町九ノ二七
迫下幸男
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇二号 平成三年四月八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 鳥取市浜坂六ノ七ノ二 岩田倫子
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇六号 平成三年四月八日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口市阿武郡川上村九四六ノ二九
阿部孝

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二二一〇号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 愛知県海部郡佐織町大字根高字郷
前一五〇ノ三 山中洋子
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一五号 平成三年四月九日受理
登記手数料値上げ反対に関する請願
請願者 岡山市豊成三ノ一七ノ一八 大西
里美 外九百九十九名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

第二二一六号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口県阿武郡須佐町七四四 椋木
正子
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一七号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 鳥取市美萩野二ノ二八ノ二 福
安正子
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二一八号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 愛知県津島市唐臼町油田一〇九

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

坂野夫美恵
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二〇号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口市宮野上一、六七一ノ一 赤
羽とも子 外四名
紹介議員 吉田 達男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二二号 平成三年四月九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 東京都江戸川区奥宮町二二ノ五
寛野義一 外一万九千九百九十九名
紹介議員 久保田真苗君

法務局の登記、戸籍、供託、行政訴訟業務及び人
権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国民
の財産と権利を守ることになるが、業務量の増大
に對して従事職員が全く不足し、業務の停滞、過
誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的
状況に直面している。更生保護業務については、
犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激増
・深刻化することによって保護観察官の業務も複
雑、高度化し、特に従来裁判所において取り扱わ
れていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月よ
り法務省に移されてからは業務の増大が著しい。
また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、海
外旅行の増加などによって出入国者が増大し、ま
た、外国人による不法就労問題や新国際空港の建
設など入管業務も著しく繁忙を極めていいる。法務
省の業務は人的確保によること以外にはない。つ
いては、次の事項について実現を図りたい。
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員
を大幅に増員すること。

第二二二五号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県浦和市辻三ノ二ノ三ノ五〇
一 富田信子
紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二八号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒四ノ一〇ノ二
関美津子 外四名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二七号 平成三年四月九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 群馬県桐生市相生町一ノ三七六
須藤貢 外二千九百九十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二三八号 平成三年四月九日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口市大字矢原九九八ノ七 佐田
尾圭子
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二四八号 平成三年四月九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(五通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町下田 中野泰
介 外二十四名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。
第二三二二号 平成三年四月十日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 鳥取市北園二ノ二九〇 藤野洋子
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三二三号 平成三年四月十日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 長野県松本市宮淵二ノ八ノ二二ノ
二八 高木洋行
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三二八号 平成三年四月十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願(五通)
請願者 長崎県松浦市調川町下免六二二ノ
四 石黒修子 外二十三名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三三二号 平成三年四月十日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 山口市大字矢原九九八ノ七 佐田
尾祥治
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三四号 平成三年四月十日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(三通)
請願者 山口市黄金町五ノ一〇 森重祐二
外二名

紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二三三五号 平成三年四月十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願
請願者 静岡県富士市厚原一四九ノ三 萩
原真治 外二千九百九十九名
紹介議員 宇都宮徳馬君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三三六号 平成三年四月十日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 東京都練馬区貫井一ノ四三ノ三
中園洋子 外四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三三三三号 平成三年四月十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 長野県松本市宮淵二ノ八ノ二二ノ
二八 高木十史
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三四八号 平成三年四月十一日受理
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願
請願者 埼玉県春日部市梅田一ノ五ノ四三
第二浜島莊二〇一 大沢ひとみ
外三名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三四九号 平成三年四月十一日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

に關する請願

請願者

福岡市早良区有田八ノ一八ノ五ノ
五〇二 出口一 外二万九百九
十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二二二二二号と同じである。

第二三五五号 平成三年四月十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
關する請願

請願者 千葉県八千代市勝田台四ノ五ノ一

三 ミーダ・ウメツシユ

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三六〇号 平成三年四月十一日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
關する請願(五通)

請願者 静岡市幸町一〇 横井明美 外四
名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五号中正誤

ベジ 段行 誤

正

五 四 終わり 位組み 仕組み
七 一 三 まりません ありません

第六号中正誤

ベジ 段行 誤

正

三 四 終わり 上げました 上げました
二 〇 六 まって まいて

三 一 二 階段 段階